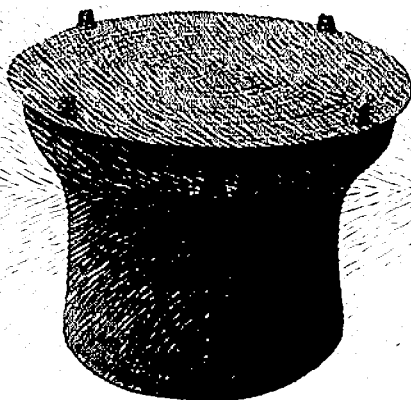


ISSN 0286-5831

國學院大學

博物館學紀要

第 13 輯



1988

國學院大學博物館學研究室

國學院大學
博物館學紀要

1988年 第13輯

目 次

卷 頭 言	加 藤 有 次	
滋賀県博物館史	宇 野 滋 樹	1
福岡県博物館史	副 島 邦 弘	9
現代博物館における ミュージアム・ショップの必要性に関する一考察	青 木 豊	25
石造文化財の保存修復—江戸川区河原渡場道 灰申塔石造道標の保存修復処理報告—	青 木 豊 樋 口 政 則	32
博物館における死者の展示	金 山 喜 昭	45
遺跡博物館雑考	高 橋 浩 明	54
社会教育関係在職院友名簿		59
博物館学講座要綱		101
樋口博士記念賞受賞者		103

巻 頭 言

加 藤 有 次

昭和63年わが国では臨時教育審議会の答申を受けて社会教育の中でも国民の生涯学習の重要性が強調され、従来の文部省社会教育局は生涯学習局として改組された。その重要性を鑑みて、生涯学習の実施する場は、家庭はもとより学校及び広く社会全般の諸機関であるが、特に社会教育3館であるところの公民館・図書館及び博物館がその中核となるのは周知の事実である。特にここで考えるのは博物館の場合である。

わが国の博物館は、その歴史的経緯をみると学校教育に対比して、それ程に教育性は強調されることなく、むしろ蔑ろにされてきたとも言える。所謂わが国の教育は、読み・書き・算盤という文字媒体を通しての教育に傾倒していたため、物質文化に対する関心が稀薄であった。この様な風土の中で博物館が発達するはずがない。

ところが戦後、博物館法の制定、そして高度経済成長期を迎えて、ようやく博物館に対する考え方が高揚し、社会教育の中でも重要な機関として位置づけられるようになった。それでは今日生涯学習の場として考えた場合、博物館はどのような機能を果たしたらよいのであろうか。幼児教育・青少年教育はもとより老後教育に至るまで、人は一生涯伴せに生きる権利を有するがそれを助長させるためにも、今後益々博物館の果たすべき役割は大きくなるであろう。それに関して筆者の経験からみると、定年後の生き方をまず考えねばなるまい。各地公民館で実施されている各種講座に競い合って彼等は参加している。定員30数名が受け付時間数分で定員〆切となる現状である。しかしその内容は大方がレクチャー方法で進行されている。そこで筆者は、講師を依頼されると、必ず「物」との対話方法で体験学習的方法論を打ちたてるのである。例えば歴史講座である場合、講義方法の中に「物」を介在させると彼等の眼は輝いてくる。数週間の講座であっても必ずそのまま解散するのが惜しいというので、後に彼等の自主講座へと展開し指導することとなる。これは現在「歴史と拓本の会」として発展している。また筆者の粉食文化論を展開すると、昔の食文化を考えなおそうという講座から「手打ちうどんの会」まで発展した。まさにこれは博物館を活動の場にした方が適当であろう。このように過去から現在そして未来社会へと、人間の生き様を衣・食・住を通じて考えれば無限に課題は尽きないものとする。この方法は、単に高齢者のみならず幼児からすべての世代に通ずることである。特に高齢者になってからより、幼児期からの学習慣習が必要なのである。筆者はかつてPTA

活動でも同様に「親と子と先生と身体で学ぼう」というテーマで実施して成功をおさめた。これが博物館学的発想であり、博物館学的方法論なのである。たとえ博物館がなくて、どこか野外の青空博物館教室でよい。もし地域に博物館があっても、従前のような館内における展示活動中心主義から脱皮して、アイデンティティに富んだ体験学習を展開するようになることこそに意義があるのではないかと思う。

これからの博物館は、生涯学習の殿堂として、人の生き様を学ぶ場である。それを助長させる科学が博物館学であるといえよう。博物館学の道は、あらゆる科学を総合して、人間の生き方そしてあり方を追究する理論と方法論の道でもあると考える。

(文学部教授・博物館学担当)

滋賀県博物館史

The history of museums in Shiga prefecture

宇野茂樹

Sigeki Uno

(1)

滋賀県の博物館施設の本格的な展開は第二次世界大戦以後からである。しかし戦前すでにその胎動となるべきものは早くから存在していた。明治14年大津市三井寺下に設けられた植物・水魚を公開する施設があったというが、何年存続したのか、またその規模がどの程度のものであったか、その資料は存在しない。明治31年滋賀県物産陳列場が開館された。物産陳列場は明治21年6月滋賀県庁向側に滋賀県勸業協会が設立した県内外の生産品を陳列した物産蒐集所を、明治31年滋賀県に移管したものである。この建物は規模が小さく県内の物産はもとより、県外物産をも陳列することが充分でなく、新たに大津市三井寺下に明治36年木造二階建の建物を建てて移った。当時としては県下に誇るものであったらしく、その隣りに設けられた滋賀県公会堂と共に滋賀県下における二大重要建物であると昭和2年発刊の『長等の桜』は記している。明治43年10月皇太子の台臨をおおぎ、大正7年4月昭和天皇が皇太子であられたときも立寄りられ滋賀県の物産を御覧になっている。この滋賀県物産陳列場は第二次世界大戦が熾烈になるまで存続したが中絶し、建物は戦後取毀されてその跡地は小学校になった。

戦前の県下の本格的な博物館は下郷共済会の鍾秀館である。財団法人下郷共済会は近江商人下郷伝平が設立した財団で、大正4年8月御大典記念事業として建設した文庫と、大正10年10月開館した鍾秀館とがあった。下郷

伝平は近江国坂田郡長浜（現長浜市）の出で、初代伝平は餅屋より身を起し、明治世代以後製紙・製糸などを広く手掛け、また銀行の業務にも従事した著名な近江商人の出で、鍾秀館は長浜市西本町下郷共済会文庫の敷地内に建設された鉄筋コンクリート造3階建の建坪47坪の建物で、総工費拾余万円が投ぜられた。鍾秀館という館名は九鬼隆一の撰定にかかるという。館内には考古資料・絵画・工芸品・書蹟・古文書など各分野にわたる品々が多数に収蔵され、重要美術品に指定されたもの16件を含んでいる。いま冗長になるが鍾秀館の蔵品内容を知る上からその蔵品目録（改訂『近江国坂田郡志』による）を挙げてみよう。

○重要美術品

石器時代人面裝飾附土器	一個
袈裟褌文銅鐸	一個
土瓶形土器	一個
鮑貝形土器	一個
鳥形土器	一個
石冠形土製品	一個
土製獸	一個
角製裝飾品	一個
刀 銘川部儀八郎藤原正日出花押	一口
長門国鑄銭司遺物和銅銭范片	十二個
繻口破片	二個
埴塙片	二個
土偶 茨城県稲敷郡大須賀村福田貝塚出土	一個
土偶 千葉県海上郡海上村余山貝塚出土	一個

滋賀県博物館史

土偶 千葉県印旛郡安食町龍角寺貝塚出土	一個	下郷伝平久道翁石像	一軀
	一個	一、下郷久道翁遺愛品	
土偶 茨城県稲敷郡大須賀村福田貝塚出土	一個	山楽 中東坡・左右山水画面幅	三幅対
	一個	海僊 南極北極星画面幅	双幅
○他の蔵品目録		青磁袴腰香爐	一箇
一、御下賜品		唐物背貝卓	一脚
皇太子裕仁親王殿下海外御巡遊日誌	一部	等益 山水六曲屏	一雙
	一部	伝元信 柳ニ水鳥二曲屏	一雙
大正徳行録	一部	一、古文書・史料	
宸翰集	一部	広橋文書	百二十五点
高松宮宣仁親王殿下賜幟仁親王行實	一部	藤波文書	四十七点
	一部	維新史料	十一卷一通
一、御下賜品		中山文書	一卷
後字多天皇宸翰	一卷	岩下文書	
明治天皇御使用ワイシャツ	二枚	雨森文書	
同 御用カラー	五本	神戸文書	五十九通
昭憲皇太后御使用御椅子	一脚	南部文書	三百十六通
同 御文鎮	二箇	公卿文書	四十五通
大正天皇東宮時代行啓アラレ御休憩所		武家文書	百五十通
ニテ用キラル御卓子御卓被御椅子		加茂・松尾神社文書	八十一通
小松宮彰仁親王遺品仏国製純金巻簾入	一箇	寺院文書	八通
	一箇	小堀文書	三十二通
閑院宮載仁親王御下賜扇面形純銀菊彫		一、長浜史料	
刻揚子入	一箇	長浜町朱印状	
東伏見宮妃殿下御下賜皇室史ノ研究	一部	長浜新銭鑄造禁止朱印状その他	三十三通
	一部	一、長浜祭礼史料	十点
同 正光彫御紋章付鳳凰銀花瓶	一箇	一、典籍	一万八千二百三十八冊
同 桐透彫手爐	一箇	一、法帖・碑碣拓本類	三百二十七冊
同 錦紗上掛	一枚	一、近江各窯陶磁器	二百三点
同 依仁親王御伝記	一部	一、滋賀県内出土古瓦・土器	百八点
久邇宮邦彦王御下賜御紋章入金銀盃	二箇	一、近江人書画	八十四点
	二箇	一、近世書画	五十八点
同 御蒔絵煙草入	一箇	一、近世書状	百七十五点
一、記念品		一、近現代書画	四十九点
大正四年御大典ノ大札使典儀部所用卓		一、鑄金・彫刻	百五十点
子卓被椅子クッション等	一九点	一、新古美術工芸品	百五十二点
永久三年銘春日釣燈籠	一箇	一、屏風、風呂先、襖	十七点
福島大将シベリヤ横断單騎旅行記念品	八点	一、有職具及武器	百五十二点
	八点	一、能装束・能面、狂言用具	四十六点
下郷家祖先営業什器	二十四点		

滋賀県博物館史

一、刀剣及附属品	二百八十点
一、印籠	五十九点
一、裂地類	二十三点
一、文房具	二百二十八点
一、貨幣・古銭・藩札	七百二十六点
一、外国貨幣	五十八種
一、外国陶磁器	十八点
一、石器時代出土品	一万二千百九十点
一、中国古墳出土品	
一、古鈴及磬	四百八十四点
一、古瓦	三百四点
一、鉱石・化石・貝類	二千二十五点
一、竹木製細工品	五十点
一、各種標本・玩具類	三百六十二点
一、内外切手・絵葉書・写真類	三千五百点
一、版画・図録・画本類	二千七百九十三点

館内は全館にわたって陳列され一般に公開したが、のちは希望者があればその都度開館するようになったという。戦中諸事情のもとに藏品は長浜市南新町の蔵に移され、鍾秀館としての博物館活動は終り、館の建物は他の用途に転用された。滋賀県の博物館施設は終戦という社会変動の断層によってすべて中断をみるに至ったのである。

(2)

昭和23年11月滋賀県立産業文化館が発足した。この館は戦前にあった滋賀県物産陳列場の復活と、県下の古美術を陳列する二部門を兼ね備えた施設で、滋賀県庁西隣りにある旧武徳殿の建物がこれにあてられた。終戦後わが国情は混沌期に一時は入ったが、まもなく立ち上りの芽生えが生じ、GHQの助言もあって文化財保護に政府は目を向けるようになった。GHQは米本国より美術史の学者を日本に派遣し、国指定物件の保存状態を実査して修理の助言を日本政府に行なった。一方文部省は文化財集中府県に未指定文化財調査職

員の人件補助費の支出を行って、文化財保護方針を打出すようになった。現在の文化財修理費の国庫補助比率の増額の端緒は、このころに基本が既に進められつつあったのである。また文化財の行政機関として、文部省の外局である文化財保護委員会が発足し、その下に事務局が設けられた。文化庁の前身である。滋賀県においても県下の文化財の保存状態、未指定文化財調査が、僅かの人数であったが専門職員によって実施されていった。一方滋賀県は京都・奈良につぐ文化財保有県である関係から、社会教育の一環として古美術を公開する施設の要望が強まった。たまたま県庁西隣りにあった和様風の鉄筋コンクリート造の武徳殿が、所有者であった武徳会が追放団体となり、県が管理していた。これに目をつけてこの建物を利用し、古美術公開と一時中絶した滋賀県物産陳列場の機能を併存した産業と古文化の公開施設、即ち産業文化館が生まれた。滋賀県の戦後博物館施設の根幹がここに確立を見たのである。しかし柔道・剣道がスポーツとして盛んになるにつれ旧武徳殿の返還運動が起り、昭和30年12月建物は返還、業務は一時県立滋賀会館の一部に移転の憂き目にあった。昭和36年3月大津市打出浜に新館が建立され、古美術と琵琶湖の水族を公開する県立琵琶湖文化館として、産業文化館は人文・自然を併置する博物館に発展解消したのである。古美術部門は滋賀県下の社寺、個人よりの受託品、また館藏品を豊富に収蔵し、水族部門は琵琶湖の魚族を網羅し、常設展示、特別展を織り混ぜながら活動している。

県の施設としてこれより遅れて設けられたものに、滋賀県立近江風土記の丘資料館、滋賀県立近代美術館がある。

滋賀県立近江風土記の丘資料館は蒲生郡安土町に所在し、昭和45年10月設立された風土記の丘は近江国守護佐々木氏の居城であった観音寺城の山麓に位置し、信長の安土城跡も指呼の間にあり、重要文化財旧宮地家住宅、

滋賀県博物館史

県文化財旧柳原学校校舎などが資料館の敷地内に移築されている。資料館は戦後県内から出土した著名なものを収蔵し、大中ノ湖遺跡から検出された弥生時代の木製農具を保管する水槽式収納庫も、またこの資料館に付設されている。展示室はあまり広くはないが、近江の古墳時代より以前の文化を知るのには欠くことが出来ない重要な施設である。

滋賀県立近代美術館は大津市瀬田南大萱町に昭和59年8月に設立された。JR瀬田駅よりバス利用十分ほどの丘陵にあって、近代美術を公開している。県内博物館施設としては最も充実した館で、この館の建設には本県出身小倉遊亀画伯の肝入りが大きな力となったことを附記しておきたい。美術品の公開は常設展と企画展とに分れているが、企画展では国内外の近代美術に限られず「特別展近江八景」のように、近江八景の絵画遺作の歴史的流れを近世初頭より説きおこし現代に至るような有意義な催も行われている。

特殊な施設としては滋賀大学経済学部附属史料館が彦根市馬場一丁目にある。設立は昭和25年8月で、商業史に関係する資料・古文書を中心に關聯文書をも広く収集しているが、大学附属施設である関係から研究者を対象とし、一般公開を目的としたものではない。

近年市町村では博物館をもつ風潮がとみに盛んになってきた。しかもその中には立派な設備をもった館も出てくるようになった。主

だった館を設立順に述べると、昭和45年7月に開館した大津市立科学館がある。科学館は昭和43年秋に大津市制70周年記念行事の一つとして催されたびわこ大博覧会のテーマ館を利用して設立したもので、初等・中等の学校教育補助施設を主眼として開館された。特に琵琶湖についての科学的解説に力を入れている。つづいて昭和49年近江八幡市立郷土資料館が近江八幡市新町二丁目に設立され、市内の出土品、祭礼用民具、民具などを公開することになった。また近江八幡市は近江商人の出身地の一つであるところから、時期を定めて近江商人の史料などの公開・公刊も行っている。郷土資料館の隣接地は近江商人の本宅が錯集しているところで、館の敷地は寛永の鎖国令によって掃国できなくなった安南国貿易に従事した西川太郎右衛門邸跡と伝える。昭和53年3月館に接する家屋（近江商人の隠居所）が市の所有となり、ここに近江商人の生活具を公開する近江八幡市立歴史民俗資料館が併置されることになった。さらに近接地の近江商人西川儀右衛門住宅が市に寄贈され、昭和58年1月江戸時代の豪商住宅として重要文化財の指定を受け、63年10月修理が完成、旧西川邸の公開を契機として郷土資料館・歴史民俗資料館を旧西川邸と合せて昭和63年10月近江八幡市立資料館と改名された。資料館の周辺は近江商人の邸宅が軒を並べ、資料館を中心に附近一帯が博物館の雰囲気

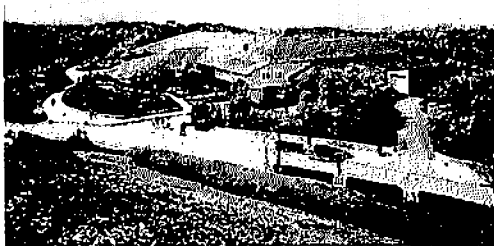


写真1 滋賀県立近代美術館全景

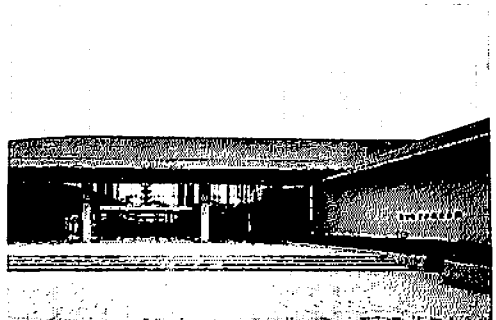


写真2 滋賀県立近代美術館正面入口

醸出している。

市立長浜城歴史博物館は昭和58年4月豊臣秀吉の居城であった豊公園に設けられた。長浜は秀吉の長浜城築城によって城下町の基盤がつけられ、長浜の地名もこのとき今浜から長浜となったもので、博物館の形態も館名の通りに天守閣様式になっている。長浜市は湖北の中心をなす都市で、湖北の文化と歴史の公開を主眼とし、過年行われた「湖北のまつり雪と花」と題した特別展は、湖北はオコナイの宝庫であるだけに意義深い催しであったし、開館五周年記念特別展「羽柴秀吉と湖北長浜」もこの館ならではの展示であった。

彦根城博物館は昭和62年2月設立された彦根市立の博物館で彦根城内に位置する。館は彦根城本丸内表御殿の跡地に建てられた関係から、江戸時代に描れた表御殿の平面図をもとにして御殿跡が発掘され、発掘による知見と江戸時代の平面図をもとにして表向きの殿舎はコンクリート造、奥向きの殿舎は木造で復原された。表向き殿舎は美術品の公開施設、収蔵庫、事務室、小講堂などにあてられている関係から、外見のみが殿舎風に修景され、内部は博物館に適する構造になっている。奥向き殿舎は完全な復原で木造からなり、殿舎の前庭も復原され、茶室、藩主の居室、また奥女中部屋なども設けられて、近世大名の生活を十分に満喫できるよう史実にもとづいて考証が行われ復原されている。この博物館でもう一つ異色な施設としては、館内の建物中央に能舞台があることである。彦根藩主井伊家は代々能を好み、表御殿内に能舞台を設けた。井伊家伝存の数多い能面、能装束はこの次第の一端を裏付けている。表御殿は廃藩置県に際して取壊されたが、殿内の能舞台だけは城外の招魂社（現護国神社）に移建されていたのを、博物館建設に際し旧跡地に復して館内で演能ができるようにしたのである。彦根城博物館は井伊家伝存の豊富な美術品を中心に開館しており、その種別は武器・武具は

勿論のこと、絵画・書蹟・工芸品など各種に亘っている。井伊家は美術品を愛好する藩主が代々続き、また雅びを解する藩主も多く、茶道具・能装束・能面、さらに楽器の名器も多数に蒐集されている。彦根城博物館こそは公開品目と木造の奥向き殿舎、さらに能舞台の演能を合せて、近世大名の生活の一端を学ぶ好個の博物館といえる。

このほか公立博物館には信楽町が昭和52年に設立した信楽伝統産業会館、日野町が昭和56年設立した近江日野商人館、朽木村が昭和58年設立した朽木村郷土資料館、長浜市が昭和62年設立した国友鉄砲の里資料館、安曇川町が昭和63年設立した近江聖人中江藤樹記念館がある。これらはいずれも人文系の博物館で、それぞれその土地の歴史に立脚した規模は大きくはないが時宜を得た博物館施設である。特に国友鉄砲の里資料館は、紀州の雑賀鉄砲と共に近世初頭からの古い鉄砲製作地として著名であった長浜市国友の鉄砲製作資料を中心に長浜市が設立したもので、鉄砲製作機具・関係文書など見るべきものが多く、また発明家として知られる国友一閑齋の資料なども意義深いものがある。朽木村郷土資料館は太平洋戦争以前まで滋賀県高島郡朽木村に残存した木地屋の使用した工具などを中心に公開する資料館で、規模は大きくないが滋賀県は木地屋の発祥地と称されるだけに注目される。

なお目下建設中の博物館に大津市立の大津市歴史博物館、栗東町立の栗東歴史民俗博物館があり、いずれも平成2年秋に開館を予定している。大津市歴史博物館は園城寺北院の一部であった大津市御陵町に、栗東歴史民俗博物館は栗東町小野にそれぞれ建物を建設中で、新構想による博物館として開館が期待される。

(3)

私立の博物館施設も昭和29年5月文化財保

滋賀県博物館史

護委員会より財団法人に認定された布施美術館が開館されてより多くの館をみるようになった。このうち博物館施設として登録を受けているのは2館、相当施設は2館である。これらのうち主要なものについてふれてみよう。

戦後まもなく設立されたのは、伊香郡高月町に所在する布施美術館である。布施美術館は布施巻太郎が医業のかたわら私財をなげうって一生涯を通じて蒐集した美術品を公開する施設で、多数の富岡鉄斎晩年作を中心に浦上玉堂など南画を収蔵し、また典籍などの秀れたものも多い。布施巻太郎は富岡鉄斎のもとに再々訪れていて、浦上玉堂などの蒐集は鉄斎の薫陶によるものが大きい。布施美術館は収蔵品の保存に力を入れ、公開施設には主点をおかないが、年々再々他の美術館施設を利用して共催の形で館蔵品を公開している。

財団木下美術館が設立する木下美術館は大津市茶が崎に所在し、昭和52年1月設立されて同年に博物館施設に登録された。湖畔の景勝地に設けられた瀟洒な小じんまりとした美術館である。階下には彫塑の複製品が陳列され、階上には収蔵品が公開され、時を定めて特別展などが催される。私立の登録館ではこの外に大津市中庄に所在する膳所焼美術館が昭和62年5月に設立されている。ぜぜ焼は小堀遠州が茶器を焼く窯を選定した遠州七窯の一つといわれ、膳所藩主の保護を受けたお庭焼であったが、永く廃絶していたのを陽炎園主岩崎健三が近代画家の巨匠山元春挙の協力を得て「膳所焼」を復興した。現在の「膳所焼」である。膳所焼美術館は現陽炎園主岩崎眞三が先代以来蒐集した古膳所焼また膳所で一時焼かれた交趾写しの梅林焼、などをさらに充実して、復興膳所焼の名品をも加えて公開する財団膳所焼美術館を設けた。館の所在する中庄一丁目は、かつての膳所城下町で旧東海道道の筋であり、山元春挙の居宅芦花浅水荘も近くにある。

私立の博物館相当施設には近江神宮時計博物館、田上鉦物博物館の2館がある。近江神宮時計博物館は昭和38年2月に設立され、43年3月相当施設の指定を受けた。その所在は大津市神宮町にある近江神宮境内地に設けられている。近江神宮は祭神天智天皇ゆかりの大津京跡の近くにあり、『日本書紀』に天智天皇10年に天皇は漏刻を始めて作り鐘や鼓をならして時をつげたとあることから、祭神にちなんだ時計博物館を設け、時計の歴史を各種の時計を集収して変遷を説明している。また大津京に関係深い南滋賀廃寺や崇福寺跡の出土品なども併せ公開されている。田上鉦物博物館は大津市田上枝町にあって昭和38年8月に設立された。滋賀県下の博物館施設はその多くが人文系で、自然系は数が少ない。田上鉦物博物館は大津市田上にある田上山（田上山は万葉集の柿本人麻呂「藤原の宮の役に立つ民の作れる歌」で著名）に産する鉦物を展示するもので、田上山は鉦物が多種に産する点で知られている。

また社寺がその所蔵品を公開する宝物館も戦後から次々と見られるようになった。戦前には琵琶湖の湖中に浮ぶ竹生島の宝巖寺宝物館がすでに公開されていた。竹生島の宝巖寺は西国三十三所の霊地で、加えて島には都久夫須麻神社があって弁財天の聖地とされ、湖中を巡る遊覧船の最大の寄港地とされていた。宝巖寺は平安時代から朝野の信仰を篤くした寺院で宝物も多く、それだけに早くから宝物の公開を行っていたのである。戦後になって昭和38年鶏足寺収蔵庫己高閣が設立された。己高閣は伊香郡木之本町にあり、平安初頭の己高山寺文化園の諸仏を収蔵庫を建立して収納し公開する施設である。仏像を中心とするもので、木心乾漆の十二神将像をはじめとして彫刻史上貴重な彫像を公開している。

宝巖寺宝物館・鶏足寺収蔵庫己高閣の規模を一段と充実したものが比叡山秘宝館（昭和43年設立）、石山寺豊淨殿（昭和46年設立）、

滋賀県博物館史

建部大社宝物殿（昭和50年設立）である。それぞれの所有寺宝を一堂に集め公開するもので、公開と収蔵を併用した施設である。比叡山秘宝館は比叡山横川のかつて源信が建立した華台院の跡地に建立されている。老杉に囲れた静寂な比叡山寺の名残りをよく残したところであるが、近年比叡山東塔に移建する話がある。秘宝館には延暦寺諸堂の主尊を除く主要な諸仏を始めとして、伝存重要史料など総てが収納されるが、横川を訪れる人々は案外に少なく利用者の多くないのが惜まれる。石山寺豊浄殿は石山寺多宝塔に隣接して設けられ、数多い什宝の一部をテーマを定めて特別展の形式をもって公開している。県下の大寺大社が、所蔵する宝物を充実したよい施設を設けて公開することが増加してきたことは幸いである。

個人の博物館施設では七りん館、近江商人郷土館がある。七りん館は東浅井郡浅井町鍛冶屋にあって、昭和39年11月草野文男が設立した館である。浅井町鍛冶屋は湖北の姉川の支流である草野川が、伊吹山系の溪谷を流れ出る所に位置する山村で、野鍛冶を営む人々が多く住んでいた。村名が鍛冶屋と称するのもこれに由来する。草野文男は滋賀県立琵琶湖文化館建設に努力した中心人物で初代館長でもあったが、退職すると故郷の鍛冶屋に帰り、いまは鍛冶を本業とするものが無くなった野鍛冶道具を集め、古様を残存する野鍛冶をしていた家を買求め、野鍛冶の生活を復原したのが七りん館である。湖北の中心の長浜市に国友鉄砲の里資料館があって、長浜の奥地に七りん館があることは、湖北の鉄仕事の研究にも意義深いものがある。近江商人郷土館は近江の豪商小林吟右衛門宅を公開し、家財道具・関係文書類を公開し、近江商人の生活を説明している。所在は愛知郡湖東町で、財団近江商人郷土館の運営となっていて、近江八幡市立資料館とともに近江商人を知る好個の館であろう。

市町村立の歴史民俗資料館は現在9館が存在する。昭和55年11月に甲賀町・多賀町・五個荘町に3館が設立され、そののち続いて高島町・湖東町・水口町・高月町・石部町・野洲町が設けられた。それぞれの館は立地の特性をよく活かしている。昭和63年11月に開館した野洲町立歴史民俗資料館は、野洲町大岩山から明治14年と昭和37年に合せて24個の銅鐸を出土し、その中の1個は我が国最大の銅鐸で、この銅鐸出土地の特色を活用して銅鐸にふれるコーナーや、銅鼓を展示し、銅鐸の性格、銅鐸の変遷などをやさしく説明し、併せて弥生の森歴史公園を付設している。

（4）

以上滋賀県博物館施設の歴史の概要を述べたが、滋賀県は古代文化が早く開け、しかもいつも都に接したところであるだけに、渡来人の移入も早く大陸文化の影響も早い。奈良文化をつくり出した工人も近江より多く出向していることは正倉院文書によって知るところである。平安時代に入ると天台宗の根本道場が比叡山に設けられて、近江一円に天台教学が生み出した美術を残存し、中世・近世の武家政治に入っても都に接する土地だけに幕府の重臣が守護また大名として封ぜられている。文化財が多く伝存するものこれらの歴史所産からである。また日本史を彩る重要な歴史事件も多い。にもかかわらずこれらの遺宝また歴史を物語り説明し公開する施設は戦前にはなく、本格的な博物館施設が設けられる機運が醸出されたのは戦後になってからである。

滋賀県は文教施設が案外と立後れている感が強い。公立図書館ですら県内各所に充実するようになったのも近年のことである。この理由の一つには滋賀県は京阪神という大都市に近接し、京阪神には早くから我が国の第一級の博物館施設があって、容易にそれを利用できる利点があったことによると考えてい

滋賀県博物館史

る。例えば人文系では京都国立博物館、奈良国立博物館、京都市立美術館、大阪市立美術館、自然系では京都市動物園、天王寺動物園などが早くから設立されていて、利用されていたのである。しかし戦後県内にも次々と各種の博物館施設が見られることとなり、滋賀県教育委員会の昭和63年度「滋賀の文化行政」と題した冊子によると、

博物館登録相当ならびに類似施設	46館
市町村立歴史民俗資料館	9館

を列挙している。いま滋賀県では県立の自然科学史の博物館とさらに古美術系の博物館設立構想があり、自然科学史の博物館は構想委員会がすでに発足している。

大阪商業大学教授

福岡県博物館史

The history of museums in Fukuoka prefecture

副島 邦弘
Kunihiro Soejima

1. はじめに
2. 博物館以前の郷土研究の歴史
3. 県内博物館の活動の歴史
 - a. 明治初年から昭和20年まで
 - b. 昭和20年から現在まで
4. 国立博物館誘致運動の展開
5. おわりに

1. はじめに

福岡県の近代的な博物館の歴史は、1879年（明治12）の明治政府によって、文明開化の一環の事業として博物館が設置された。その主旨たるや次の様であった。

「(前略)……各地ニ産出スル處ノ諸品ヲ蒐集シ、之ヲ教育勸業12部ニ分チ、人民ノ縦覧ニ供シ、其精粗便否ノ如何ヲ考較シ、要スルニ智識ヲ開進セシムルヲ目的トナシ、該館ヲ福岡区天神町官有地（現、福岡市中央区天神）ニ建設シ、去ル明治12年2月20日ヲ以テ開館ノ式ヲ行フ……（後略）」

しかしながら、この博物館は長つづきせず1882年（明治15）には維持困難として閉館のうきめを受けている。

この博物館の内容は次の通りであった。陳列物品1155点、書籍館（現、図書館）は和漢書381冊洋書304冊をもって展示していた。来覧者は両館同数で26,101人であったと記録されている。

福岡県に現在のような、博物館施設ができたのは大正年間になってで、福岡市通俗博物館1,3がそれである。この博物館は大正天皇の御大典の記念事業の一環として福岡市記念館と同じ構内で、現在の中央区天神一丁目（福岡

市役所敷地内）に同時に建設された。1917年（大正6）に開館している。しかしながら展示資料は太平洋戦争の空襲によって灰燼となってしまったという。

この通俗博物館を現代的な博物館のはじめとして位置付けたい。

このことを踏まえながら福岡県の博物館の歴史を紐解いて整理し、今後の博物館のあり方を分析したい。

2. 博物館以前の郷土研究の歴史

福岡県は旧筑前国・旧筑後国・旧豊前国の6郡からなり、ほぼ三国からなっている。江戸時代においては、それぞれの国を統治していた藩では、地誌研究や郷土研究がなされている。

その中でも筑前国の地誌関係では、貝原益軒の『筑前国統風土記』1,4が有名である。その構成は提要2巻と福博をはじめ15郡800余村に及ぶ郡記21巻、古城古戦場記5巻、土産考2巻からなるもので、完成したのが1703年（元禄16）で、これが各藩の地誌の原形とされた。

その60年後に、加藤一純・鷹取周成らによって『筑前国統風土記付録』1,5として全48巻に仕上げられ、その後青柳種信が全30巻にまとめ上げたのが「筑前国統風土記拾遺」1,6である。

その底本は貝原益軒のものであり、これを後世の歴史家は“筑前の三大地誌”と称している。

また8代將軍徳川吉宗が各藩に命じて、それぞれの藩の産物を調査し絵図として提出させた。黒田藩においても、筑前国の産物を調査し、その名と形状を絵図にして1738年(元文3)に完成させて幕府に提出させている。これを『筑前国産物帳』^(F7)で、産物は穀類・菜類・菌類・果類・木類・竹類・草類・獸類・虫類・蛇類・金石類・献上品等に分類して書き、129点の彩色絵図と解説を付しているもので、筑前博物志と言ってもよいものである。

筑後国の地誌では『筑後志』^(F8)が上げられる。全7巻で、1777年(安永6)刊行で編者は久留米藩士杉山正伸^(F9)・小川正格^(F10)で、『北筑雑纂』^(F11)・『筑後地鑑』^(F12)・『筑後誌略』などの遺漏を補い、正確な事実によって、より完全な地誌を目指し編集された。内容は巻1～5が筑後国の沿革範囲・主要地間の距離および久留米領の郡名、村名、山川、城下、番所、橋、租税、物産、神社、寺院、古墳、古跡、人物、名勝、歴史的な主要な事件、巻6が柳川領のこと、そして巻7が補遺となっている。

豊前国では、歴史や地誌を集大成したものが『豊前志』^(F12)で、渡辺重春著、渡辺重兄校訂で、1899年(明治32)に刊行されている。総論、田川、企救、京都、仲津、築城、上毛、下毛、宇佐(上・下)の10編で構成されている。1863年(文久3)の自序があるので、稿本はそのころに完成していたものと思われる。

また筑前秋月藩では『望春隨筆』^(F13)が1834年(天保5)に平田望春によって著わされている。これによって江戸後期の地誌・風俗等が理解できる。

その他に鞍手郡古門村の神宮である伊藤常足が、大宰府管内9国2島を国郡別に記した地誌『太宰管内志』^(F14)全82巻を著わして、1841年(天保12)に完成している。

実証的な考証は、1784年(天明4)に筑前国粕屋郡志賀島で“金印”の発見であった。

この金印の真偽についての考証が、藩の学者達の討議によってなされた。その発見の過程は次の様であった。農夫甚兵衛が田境の溝の修理をしていて大石の下から発見した金印は庄屋を通じて郡奉行に届けられた後、さらに黒田藩主の府庫に納められた。それを鑑定したのが亀井南冥で『金印弁』^(F15)を著した。後漢書東夷伝の記事に関連させて、本物と断定した。印面の文字を“漢のヤマト国王”と読んでいる。実証的な、考証を基礎としたわけでも現在でも学術的な価値が高いものである。

この時期はいわゆる博物学ブームの最中で、8代將軍吉宗の享保から田沼時代にいたる時期をあてることができる。田村元雄や平賀源内^(F17)等が中心的な人物であり、それらの人々を動かした人物すなわちスポンサーが藩主(殿様)達で、“蘭学癖あるいは蘭学好み”の強い殿様や学問好きな殿様、絵画においてもアマチュアの域を脱した殿様も多くいた。その媒介者となったのが蘭方医であったり、文人達や学者達であった。

その代表的なものは松平定信の『集古十種』^(F18)である。

そんな折に“金印”の発見があったわけである。また各藩に藩校がつくられたのもこの時期で、1784年(天明4)に筑前黒田藩にも藩校の修猷館と甘棠館という二校ができ、甘棠館は10年後火災のため廃校となっている。

『集古十種』^(F19)の影響を受けて、筑前では背柳種信の『柳園古器略考』・『後漢金印考』・『集古器物』・『集古鏡図』等のものがあり、鹿島九平次の手記『銚之記』^(F20)、伊藤常足の『駄鈴備考』^(F21)、また秋月藩の御絵図方の大倉種周の『北筑古城図説集』^(F22)では主要な古城の縄張図と説明書が書き加えられていたもので未刊本であった。その古城絵図だけが『筑豊古城図』として内閣文庫にはいつている。その子

供の大倉種教の『小園小言』¹²³も忘れられない。

筑後では矢野一貞の『筑後将士軍談』¹²⁴を上げることができる。1853年(嘉永6)に編述されたもので、全60巻で、鎌倉の蒙古襲来から豊臣秀吉の朝鮮出兵、関ヶ原の戦い、江戸幕府成立期までの筑後国将士に関係のある軍記のほか、同国内の諸家系譜小伝、古墳、古塔、古碑などの考古学資料を多年にわたり調査し、詳述している。単なる伝承によらず、旧記、古文書にあたり、考古学資料は図解入りで説明するなど、その考証、著述は現在でも学問的な価値が高いものである。

前述のごとく、実証的な考証と図解入りで、内容的に現在の調査報告書と一致するものである。

江戸後半期から幕末にかけて、地誌や博物館、古宝物等は客観的な考証著述となっていくことが理解できる。これらを基礎として、明治期を向えるのである。

3. 県内博物館の活動の歴史

a. 明治初年から昭和20年まで

文明開化の大号令のもとで、明治政府は日本の近代化を推進することとなった。

この間に、廃仏毀釈運動が起った。それは1868年(明治元)3月の神祇官の再興および太政官布告による神仏判然令により、平田派国学者の神官らを中心に、神仏分離、神社における仏堂・仏像・仏具などの破壊や除去が各地で行なわれた。これに対して廃仏反対の民衆の動きや、信教自由の主張が高まり、1875年(明治7)信教自由の保護が各宗に通達されたが、この運動により、政府は政治優先の思想を普及させることができた。しかしながら、この廃仏毀釈運動によって、仏教関係の文化財が海外に多量に流出していった。

政府は近代化政策のために外国人御用学者を入れて教育に力を注ぎ、また外国人技術者を入れて技術の習得をはかった。

各国の物産や最新の工業機械をみせるため

に共進会や品評会を実施したり、1872年(明治5)に博物館を新たに設けた。同館内部に書籍館をつくり一般に公開した。

福岡県でも、1878年(明治11)9月28日博物館を設立し書籍館を併設した。しかし各地の産物を収集して開館式を挙行了したのは、1879年(明治12)の2月20日であった。文部省第9年報(明治12)は「物品及び来観人モ亦頗ノ多シ」と書かれている。第11年報には全然記載がないのは、福岡区勸業義社から博物館の拝借を請願してきたので、県会で地方税よりの支弁を廃止して、7月12日に貸与引き渡しを完了したためらしい。しかしうまくいかなかったためか、旧に復して文部省第12年報に記載されるが、第15年報には「維持ニ困難……」の記事を最後に閉館している。

それより先に、1873年(明治6)古都大宰府を中心に開催されたのが、本県最初の近代博覧会である。第1回は1873年(明治6)3月20日から50日間、第2回は翌年9月20日から1ヶ月間ともに太宰府神社境内で同社の神官たちが中心となって開かれている。その趣旨は「一ツニハ固陋ノ人民ヲシテ知覚ヲ開カシメ、二ツニハ寒郷ヲシテ昔日ノ盛華ニ復セシメン」ためであり、郷土民の啓蒙を図るのが目的であった。この博覧会に出展された陳列物は大別して太宰府神社の秘蔵の宝物、古文書、古器物、各地方の産物、動植物から農機具や書籍、船来諸品などであった。会場では陳列品の即売会も催された。第2回は前年に上回る出展があり、入場料は男4銭・女2銭・子供無料、教師と児童の観賞も無料、会期30日間の入場者は少ない日で300人、多い日には1,300人に及び、のべ12,705人¹²⁵であったという。

これを大規模にした博覧会は、1887年(明治20)に福岡市東中洲で開催された「第5回九州沖繩8県連合共進会」がそれである。

道路ができた、電車軌道が新設された、橋が架けられたというような時代の節目を選

福岡県博物館史

び、記念事業として行われたものが多く、内容にも時代色が伺える。

第5回九州沖縄八県連合共進会は、1887年(明治20)3月島だった東中洲(現、博多区中洲4丁目)に本館、畜産館、織物陳列館、米穀陳列館、参考館、茶・蘭・生糸陳列館などを建設して開催したもので、当時規模こそ小さいが画期的な催しで、松囃子も繰り出して会期中賑わった。これが後の東中洲の発展の基礎となり、現在九州一の歓楽街となっている。

第13回九州沖縄八県連合共進会は1910年(明治43)3月～5月までの60日間開催。産業の発展に貢献したばかりでなく、これを機

に福岡市は都市近代化に大きく踏み出した。場所は天神一丁目から因幡町の一部を合して3万坪を会場とした。福岡城内濠の肥前堀を埋めたて、建築費358,600円で、本館・第2号館・特許館・参考館・畜産館・音楽堂・迎賓館を設置、出品種目は104種類、5万点におよび会場一巡は6kmの行程であった。入場料金は1人3銭(夜間会場の際は5銭)で期間中の入場者は914,400人に達し、会期中は毎日のように産業・工業・商業、学界など各方面にわたる大会が開催されて、福岡市は未曾有の賑わいをみせた。この賑わいは、福博電車開通(西公園一博多駅・大学前間)を忘れることができない。

第1表 福岡県で開催された博覧会一覧表

年代	博覧会名称	場所	備考
1887年 (明治20)	第5回九州沖縄八県連合共進会	福岡市東中洲	
1910年 (明治43)	第13回九州沖縄八県連合共進会	福岡市因幡町	福博電車開通記念
1914年 (大正3)	明治記念博覧会	福岡市天神町	博軌電車循環線完成
1920年 (大正9)	福岡工業大博覧会	福岡市西公園下	
1921年 (大正10)	コトモ博覧会	福岡市西公園下	
1927年 (昭和2)	東亜勲業博覧会	福岡市大濠公園	市内電車城南線開通
1936年 (昭和11)	博多築港記念大博覧会	福岡市長浜埋立地	博多築港完成記念
1939年 (昭和14)	聖戦博覧会	福岡市大濠公園	九州鉄道(福岡-大牟田間)開通
1942年 (昭和17)	大東亜建設博	福岡市百道	
1957年 (昭和32)	大牟田産業科学大博覧会	大牟田市延命公園	
1958年 (昭和33)	門司トンネル博	門司市老松和布刈公園	
1960年 (昭和35)	小倉大博覧会	小倉市勝山公園	小倉市制60周年記念
1962年 (昭和37)	若戸博	若松市高塔山公園他	若戸大橋完成記念
1966年 (昭和41)	福岡大博覧会	福岡市大濠公園	
1975年 (昭和50)	福岡大博覧会	福岡市大濠・舞鶴	新幹線博多開通記念
1982年 (昭和57)	ふくおか'82大博覧会	福岡市大濠・舞鶴	福岡市地下鉄開通記念
1989年 (平成元)	アジア太平洋博覧会	福岡市百道埋立地	福岡市制100年記念

福岡県博物館史

の歴史考古参考館として設置されている。この建設に努力されたのが、玉泉大梁（たまいずみたいりょう）¹³⁰氏で、実物資料による歴史教育を重んじ、1923年（大正13）歴史地理参考室を創設して資料収集に努め、1930年（昭和5）前述の歴史考古参考館が設置された、考古資料6,000点、古文書4,000点を取められている。九州大学教養部に継承されて、玉泉大梁氏の名をとって玉泉館と称せられている。

『宗像郷土読本』を1933年（昭和8）に著した県立宗像高等女学校教諭田中幸夫氏は、宗像郡の郷土史をまとめ、その資料収集を行ない。これをもとにして、郷土学習教育を実施した。宗像郡民の協力を得て、宗像郷土館を1938年（昭和13）10月に完成させた。郷土の歴史資料を展示し、学習する場所とされたものである。

これ以後、この様な郷土館建設の動きはみられず日本は戦争の道へと進んでいった。

戦争の被害をまともにうけたのは動植物園である。動植物園については、福岡市動植物園を上げることができる。福岡市が東公園（現在、博多区東公園）に昭和天皇即位を記念して計画したもので、1933年（昭和8）8月に開園している。園の広さ5,096坪、建設費と動植物購入費に約6万円を投じた。収容動物はライオン・虎など獣類65種164匹、鳥類124種500羽総計664点で植物は100種類であった、観覧料は大人15銭、小人8銭、軍人10銭。太平洋戦争で食糧事情がいよいよ逼迫して、動物飼育も不可能となったので、薬殺または銃殺して1944年（昭和19）5月20日に園を閉じた。

また北九州の小倉の到津遊園動物園は、私鉄の創立記念事業として、地域社会の役に立つ施設作りを目的として、照葉樹林帯の自然林の丘陵地11万㎡に、地形や樹林をそのまま利用した遊園地を、1932年（昭和7）7月末に開園し、翌年に動物園を開園した。1944年（昭和19）3月末に戦争の為に閉園のやむな

きにいたった。

太平洋戦争によって、博物館・図書館・動物園にいたっては、博物館史の上で不幸なできごとが多かった。空襲によって資料が焼かれ、動物園の獣物達は薬殺や銃殺によって処理された。この様な不幸なことが二度と再び起こらないことを願わずにはいられない。

b. 昭和20年から現在まで

太平洋戦争後の2～3年は、大半の国民は生きるための食・住が中心であった。

文化面においても、復興がなされる様になってきたのは、1950年（昭和25）以後と言ってもよい。

1951年（昭和26）に博物館法が⁽¹³¹⁾制定された。その前年に文化財保護法も制定された。このことが端緒となって、福岡県の博物館も活動しはじめるのである。まず動きはじめたのが動物園関係である。その中でもイの一番に再開したのが到津遊園動物園である。再開した終戦の翌年の1946年（昭和21）であった。

福岡市動植物園の場合はどうであったのだろうか？、戦後の荒廃した社会情勢も一応安定のめどが立ちはじめた頃、青少年の健全なリフレッシュの場として、動物園の再建を望む声が起こった。民間の中で1952年（昭和27）9月に「福岡市動物園協会」が結成され、財界をはじめ、市民団体において積極的な募金活動が進められた。その結果、当時の金で2,800万円という大金が動物園建設資金として市に寄付された。市民参加の熱意と経済的な支援を受けて、福岡市は旧動物園があった東公園とは別に、新たに南公園の一面に福岡市動物園を発足させた。開園当初2.5ha、展示動物も69種143点だったが、年次ごとに整備充実がはかられ、敷地が10.2ha、展示動物も205種1056点で、1980年（昭和55）に隣接地12haに都市緑化植物園が整備された。動物園と植物園を陸橋でむすび自由に往来できる動植物園として運営されている。このカゲには、前述のごとく東公園の悲劇を忘れることがで

福岡県博物館史

きない。

翌年の1953年（昭和28）には、久留米市動物園が開園し、その後孔雀を千羽保有し、鳥類を中心に展示する方法をとり、現在鳥類センターとして名を高めている。

大牟田市動物園も、1961年（昭和31）に再園をはたしている。昭和28年頃は一般に動物園ブームで、全国的に市立動物園ができあがった頃でもあった。

昭和30年代（1955～1964）にはいと、日本の経済も戦前の水準をこえた“もはや戦後ではない”と経済白書が述べたのもこのころである。

新たに博物館が設立された。1956年（昭和31）久留米市橋美術館、福岡県立糸島高等学校郷土博物館が、1964年（昭和34）には観世音寺宝蔵庫、1960年（昭和35）有馬記念館が久留米市篠山町の久留米城内にプリジストン株式会社の建物寄贈を受けて設立された。翌年になると小石原焼で有名な小石原村皿山に日本工芸館小石原分館が発足した。1963年（昭和38）に新聞論説委員として名声を受けていた菊竹六鼓記念館が開設され、六鼓の業績を顕彰した。1964年（昭和39）は福岡市須崎に、図書館と美術館とからなる県立の社会教育施設が開館している。本館の1階と3階が図書館で、一般室のほか、こども図書室、読書相談室、郷土資料室、学習室、視聴覚室、盲人用テープライブラリーなどがある。館外貸し出しや資料の複写サービス、情報サービスなども行う。蔵書数は約27万冊（1981年）、年間利用者数約17万人。美術館は2階で、主催事業である福岡県美術展覧会、特別企画展のほか内外の美術展覧会が催された。福岡県で行なわれた話題のある大規模の展覧会が開催されることとなった。1983年（昭和58）に図書部門が分離独立して、大改装を行なって県立美術館として新たに発足している。私立の美術館としては福岡出光美術館が、発足した。この美術館は東京の出光美術館の分館であっ

た。

福岡県での美術館の草分け的な存在であった八幡工芸美術館を忘れることができない。現在、北九州市八幡市民会館美術展示室となっている。收藏されていた美術品は北九州市立美術館が開館と同時に合併し、今は市民ギャラリーやアトリエとして利用されている。この八幡工芸美術館は1958年（昭和33）サンフランシスコに本部を置くアジア財団の援助を受けて設立されたもので、建築面積約600㎡の小さな美術館であった。1963年（昭和38）の北九州五市合併で北九州市立八幡美術館と改称され、2年後400㎡の3階展示室を増築したが、1974年（昭和49）に戸畑区に新設された北九州市立美術館に収蔵品はまとめられた。

公立の機関では新たに新設することによって発展的な解消をさせたり、大改装を実施したりすることは20年ぐらいを一区切りとしている。北九州市立美術館や福岡県文化会館がそれである。私立館では新たに増築したりすることによって、充実をはかっている。小石原工芸館や秋月郷土館がそれである。

昭和40年代（1965～1974）の10年間には、文化庁が1968年（昭和43）に文化財保護委員会を発展的に解消させて成立している。この文化庁の補助金を得て、歴史民俗資料館や埋蔵文化財収蔵庫等が県内に2～3件ずつ毎年増加していった。

その主要なものは、春日市民俗資料館（1968）・春日市埋蔵文化財収蔵庫（1970）・直方市石炭資料館（1971）・福岡市立歴史資料館（1972）・九州歴史資料館（1973）・北九州市立美術館（1974）・県立求菩提資料館（1974）・須恵町歴史民俗資料館（1974）が挙げられる。

その中でも、福岡市立歴史資料館は福岡市および周辺部の考古、歴史、民俗資料を収蔵する施設で、旧日本生命保険九州支社の建物を内部改装して開館したもので、建物は1909年（明治42）完工した赤レンガ造り一部3階

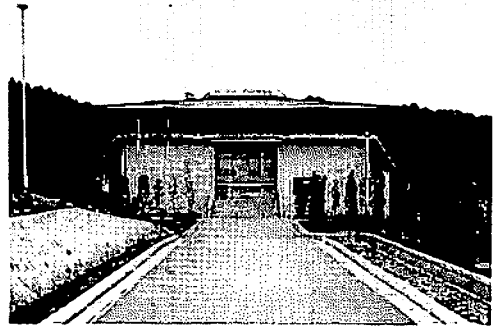
建ての建物で、国の重要文化財（建造物）に指定されているため、外観はそのまま残している。展示室は1・2階延べ232.3㎡。収蔵資料は福岡市および周辺部の考古資料、中～近世の郷土に関係のある史料・書跡・著作や民俗資料に関する絵画・写真などの記録類を含め約1万点を超えている。

また福岡県立の九州歴史資料館は、九州地域の文化財を調査、研究し、保存処理を行い、それらの成果を展示するもので、太宰府市にある。鉄筋コンクリート造り4階建てで、正五角形をなし、延べ面積4500㎡で、1階は土器などの修復作業室・製図室・小講堂等、2階は展示室、3階は収蔵庫・図書記録庫・研究室などがある。調査では大宰府史跡の発掘調査を実施している。

1968年（昭和43）に大宰府史跡の発掘調査が福岡県教育委員会の手で、開始され、年次計画に基づいた調査が現在まで継続されている。

この調査より2年前の1966年（昭和41）に総理府に設置された明治百年記念準備会議は、記念事業の一環として「歴史民俗博物館」の建設を採択し、閣議に報告・承認された。翌年福岡県は国立歴史博物館の誘致運動を開始した。1968年（昭和43）に国立九州博物館設置期成会を結成し、官民一体となって誘致運動を開始されるに到った。これが九州国立博物館運動の再開とってよい。このことについては項を新ためて説明を加えたい。

昭和50年代（1975～1984）には、北九州市立歴史博物館（1975）・北九州市立九州民芸資料館（1975）・宮田町石炭記念館（1977）・芦屋町歴史民俗資料館（1978）・筑紫野市立歴史民俗資料館（1978）・玄洋社記念館（1978）・浮羽町立歴史民俗資料館（1979）・宇美町歴史民俗資料館（1979）・福岡市美術館（1979）・北九州市立自然史博物館（1981）・筑後市郷土資料館（1981）・飯塚市歴史資料館（1981）・九州エネルギー館（1982）・福岡市埋蔵文化財調査セン



第2図 九州歴史資料館正面

ター（1982）・清力美術館（1982）・北九州市立考古博物館（1983）・北九州市埋蔵文化財調査センター（1983）・田川市石炭資料館（1983）・吉井町歴史民俗資料館（1983）・大牟田市歴史資料館（1984）・八女市岩戸山歴史資料館（1984）・久留米市立草野歴史資料館（1984）等が上げられる。

この中で、主な館について若干の説明を付加したい。北九州市立歴史博物館は、歴史専門博物館で原始から明治期までの北九州地域史を通史的に常設し、特別展示コーナーで企画展を行なっている。地下2階・地上2階の総面積2357.8㎡展示場は地上1・2階の約1000㎡を使用している。

福岡市埋蔵文化財センターは、福岡市内から発掘された約8000点の考古資料を収蔵する施設としてつくられたもので、4000㎡の敷地に、一部3階建て延べ2000㎡の建物に、2層式の収蔵庫のほか展示室・資料整理室・記録収蔵室・特別収蔵室・保存科学室・講座室などを備え埋蔵文化財に関する発掘資料の整理—記録収蔵—保存処理—展示を含めた総合的な施設としての役割をもっている。

田川市石炭資料館は、筑豊地方の基幹産業として生活を支えてきた石炭産業を後世に語り継ぐと共に、郷土に対する理解を深めるため、旧三井伊田坑跡地に開館している。炭鉱関係資料約4500点、歴史民俗関係資料約4000点を有している屋外展示場、資料館の屋外に

福岡県博物館史

は、炭鉋節に歌われた2本煙突、明治末期の日本三大竪坑の一つと言われた捲揚機や、石炭輸送に活躍したSL、ロードヘッターなど、採炭、掘進、運搬などに使用された大型機械類を展示し、公園を散歩しながら見学できるようにしている。

飯塚市歴史資料館は、収蔵品として立岩堀田甕棺群出土重要文化財約100点、考古資料約9000点、民俗資料約2000点、古文書等約1000点、石炭資料約2000点、美術資料37点で、展示の主題を「飯塚地方の歴史と文化」とし、郷土の歴史を考古・歴史・民俗資料をもって系統的に展示している。

福岡市美術館は敷地面積25,866㎡、建築面積8,541㎡（延床面積14,526㎡）、鉄筋コンクリート造2階建である。展示内容は1、黒田記念室・2、松永記念室・3、東光院仏教美術室・4、常設展示室A（郷土出身作家洋画室）・5、常設展示室B（モダンアート室）・6、常設展示室C（日本画・工芸室）・7、常設展示室D（小作品室）・8、企画展示室・9、特別展示室A・B・10、市民ギャラリーA・B・C・Dで、その他の展示としては、屋外展示として近・現代の各種彫刻約20点を常設展示を行なっている。わが国でも有数の環境と規模・内容を誇る近代的な美術館である。

企業がつくった館としては、九州エネルギー館は、地域の方々に21世紀のエネルギーに対する理解と認識を深めていただくとともに、青少年の科学する心を育む広場として、九州電力株式会社が創立30周年を記念して設置した総合エネルギー専門展示館である。

1911年（明治44）に草野銀行本店として建立された木造建築物を久留米市が取得し、改修工事を行なって、久留米市立草野歴史資料館がある。収蔵品は、考古資料98点、古文書43点、民俗40点、絵画10点、工芸77点、彫刻6点以上274点で、この地方に勢力を誇った草野氏の研究を通じて、筑後地方の中世史を明らかにすると共に数多くの歴史的文化遺産が

息づく草野地方の地域史を解き明かし、併せて、その成果を展示公開する資料館である。

昭和60年（1985）から昭和63年までには、次の様な館が開館している。福岡県立美術館（1985）・柳川市立歴史民俗資料館（1985）、甘木歴史資料館（1985）、前原町立伊都歴史資料館（1985）、柳川古文書館（1985）、小郡市埋蔵文化財調査センター（1985）、新吉富村歴史民俗資料館（1985）、鞍手町歴史民俗資料館（1985）、添田町歴史民俗資料館、添田町英彦山修験道館（1987）、中間市歴史民俗資料館（1987）等が挙げられる。

その中でも、福岡県立美術館は福岡県文化会館の美術部が独立してできたものである。文化会館が発足とともに、福岡唯一の美術展会場として、独自の役割を果たしてきたが、新しい時代の要請に答えるため、全面的に改装し、総合的な機能を持つ未来型の美術館として開館している。

また九州歴史資料館の分館として、甘木歴史資料館と柳川古文書館ができ、これに求菩提資料館も分館となった。

甘木歴史資料館は、甘木・朝倉地区を対象として資料を収集・展示している。展示・収蔵スペースの他、燻蒸室を設けて資料の保存処理も行なっている。郷土学習室には、考古学関係を中心に各種図書・古文書複写本を備えており、自由に閲覧できる。展示内容は第1展示室（歴史・民俗部門）農事暦と年中行事暦とを連動させる形で、農耕用具と祭礼用具とを中心に展示している。第2展示室（考古部門）弥生時代では、祭祀用として多量に使われた丹塗磨研土器一括資料（国指定）、古墳時代では、この地域で須恵器の国産が開始されたことを示す資料を中心に展示している。

柳川古文書館は、筑後地方に散在する多数の古文書等を収集・保存し、県民の方々に理解しやすいように整理して、郷土学習など生涯教育の場として活用されることを目的とし

福岡県博物館史

て設置された。収蔵史料の紹介を行なう展示室の他、郷土史関係の図書や収蔵古文書などの閲覧ができる閲覧室を設けている。史料の中核には県指定文化財に指定されている「伝習館文庫」がある。展示室のスペースは100㎡足らずで、収蔵史料の案内を兼ねた企画展を開催し、ともするとなじみの薄い古文書史料に親しみをもってもらうため展示室が活用されている。

前原町立の伊都歴史資料館の場合は、前原町は古代の伊都国があったところであり、これらのことを証する多数の埋蔵文化財が各所に存在し発掘されている。こうした出土品の保存と活用をはかり、前原・糸島地方の歴史を知ることのできる資料館として設立されている。展示に関しては、第1展示室は昭和40年に発見された平原遺跡から出土した資料を収蔵・展示を主眼としている。第2展示室は古代糸島の歴史について、考古資料にもとづいて展示し、縄文—古墳時代の考古資料の紹介に重点をおいている。

鞍手町歴史民俗資料館は、鞍手町内の歴史・文化の所産である貴重な文化財を保護し、後世に伝えることを目的として開館している。展示スペースは400㎡、収蔵庫400㎡・資料保存の為に燻蒸室をもうけている。別棟として考古資料収蔵庫を第2次計画として整備している。展示は民俗・通史・伊藤常足翁・石炭の4つのコーナーを設け、展示基本テーマである「鞍手町の歴史の流れと庶民の生活」



第3図 鞍手町歴史民俗資料館正面

についてそれぞれの角度より追求している。その他に屋外展示として、廃止路線の国鉄室木線関係の鉄道資料と炭坑関係資料を展示計画され、鉄道部門は展示し、炭坑関係資料の整備と展示が計画されている。

以上、主な館の内容を入れながら説明してきたが、若干の分析をこころみたい。

第2表は福岡県内博物館及び類似施設一覧表である。

その中を、名称・所在地・設置又は開館年・設置者・館種・実態分析・備考として表示することにした。

表の項目の館種は加藤有次「わが国の博物館の概観と設立状況」『博物館学講座』3、1980の分類基準—総合博物館・歴史博物館（郷土系博物館、歴史系博物館）・美術館・科学博物館（自然史系博物館、理工系博物館）・動植物園（動物園・植物園・水族館）により整理した。また実態分析は次の様な基準とした。A—博物館及び相当施設（博物館法によるもの）・B—歴史民俗資料館及び埋文センター（文化庁の指導によるもの）・C—石炭資料館やテーマ館（特定分野展示）・D—史料館型（古文書を中心に旧大名家などの器物を引き継いで、史跡や旧家にかかわりながら、一部史料を展示）・E—重層型資料館型（社会教育施設重層設を体現したもの）・F—資料室展示室型（公民館内に設けられた資料室的なもの）・G—観光型資料館（教育的配慮があるもので観光客を対象とするもの）・H—顕彰記念館型（特定の人物・特定事項をとりあげその功績に報いるため、あるいは広く永く人々に伝えることを目的とする）として分析してみた。

設置者の欄では、地方公共団体が62%で、法人が26%を占めて、残りが個人である。

館種の欄の百分率では、歴史（民俗）が76%、美術館が15%、動植物5%、科学系4%を示している。

実態分析の欄の中では、Aは博物館法に抵触する館19%、Bは文化庁がらみの指導を得

福岡県博物館史

第2表 福岡県内博物館及び類似施設一覧

No	名 称	所 在 地	設置又は開館年	設置者	館 種	実態分析	専門性 有 無	備 考
1	元寇史料館	福岡市博多区	1904年	法人	歴史	C	有	前元寇記念館 1986年大改修名称変更
2	太宰府天満宮宝物館	太 宰 府 市	1928年	・	・	A	有	
3	福岡市動物園	福岡市中央区	1933年	市	動 植 水	・	有	1944年閉園し1953年再開する
4	西鉄到津遊園動物園	北九州市小倉北区	・	法人	・	・	有	1944年閉園し1946年再開
5	西鉄香塚花園	福岡市東区	1939年	・	・	・	有	1942年閉園し1959年再開
6	久留米鳥類センター	久 留 米 市	1954年	・	・	C	・	
7	大牟田市動物園	大 牟 田 市	1956年	市	・	・	・	前身に1942年猿鳥類展示
8	久留米石橋美術館	久 留 米 市	・	法人	美 術	A	有	
9	福岡県立糸島高等学校郷土博物館	前 原 町	・	県	歴 史	・	・	
10	立花家史料館	御 川 市	1958年	個人	・	D	・	1978年国名郡指定
11	観音寺宝蔵庫	大 宰 府 市	1959年	法人	・	F	有	収蔵展示目的
12	有馬記念館	久 留 米 市	1960年	・	・	D	・	
13	小石原工芸館	小 石 原 村	1961年	・	民俗・歴史	G	・	前日本工芸館小石原分館 1974年名称変更
14	菊竹六郎記念館	吉 井 町	1963年	町	歴 史	H	・	前宗像大社宝物館を1980年施設 拡充名称変更
15	宗像大社神宝館	玄 港 町	1964年	法人	・	C	有	出光美術館分館
16	福岡出光美術館	福岡市中央区	1965年	・	美 術	・	・	1987年中間市歴史資料館発展
17	中間市郷土資料館	中 間 市	・	個人	民俗・歴史	F	・	1975年美術館併設
18	秋月郷土館	甘 木 市 秋 月	・	法人	歴史・美術	C	・	
19	草庵村の美術館	大 木 町	・	個人	美 術	F	・	
20	春日民俗資料館	春 日 市	1968年	市	民 俗	B	・	
21	清水三重塔復元記念館	瀬 高 町	・	法人	歴 史	F	・	
22	北九州市立本屋瀬公民館郷土資料室	北九州市八幡西区	・	市	・	・	・	
23	北原白秋生家	御 川 市	1969年	法人	・	H	・	
24	東郷神社宝物館	津 屋 崎 町	1970年	・	・	・	・	
25	早野村史料館	早 野 村	・	村	・	D	・	
26	春日市埋蔵文化財収蔵庫	春 日 市	・	市	・	F	有	
27	しかのしま資料館	福岡市東区	1971年	・	・	・	・	
28	直方市石炭資料館	直 方 市	・	・	・	C	・	
29	福岡市立少年科学文化会館	福岡市中央区	・	・	科 学	E	有	
30	福岡市立歴史資料館	福岡市中央区	1972年	・	歴 史	A	有	
31	三池郷土館	大 牟 田 市	1973年	法人	・	D	・	
32	九州歴史資料館	太 宰 府 市	・	県	・	A	有	
33	田中九コレクション	福岡市中央区	・	法人	美 術	・	有	
34	北九州市立美術館	北九州市戸畑区	・	市	・	・	有	1958年開館の八幡市立工芸美術 館を合併した
35	宇美八幡宮宝物庫	宇 美 町	1974年	法人	・	F	・	
36	秋月亀岡文庫	甘 木 市 秋 月 町	・	・	歴 史	A	有	
37	求菩提資料館	豊 前 市	・	県	・	・	有	九州歴史資料館分館
38	多賀谷美術館	戸 畑 町	・	個人	美 術	F	・	
39	須恵町歴史民俗資料館	須 恵 町	・	町	民俗・歴史	B	有	
40	木村民俗資料館	苅 田 町	1975年	個人	・	F	・	
41	北九州市立歴史博物館	北九州市小倉北区	・	市	歴 史	A	有	
42	北九州市立九州民芸資料館	北九州市小倉北区	・	・	・	G	・	
43	苅田町歴史資料館	苅 田 町	・	町	・	F	有	
44	八幡西市民センター郷土資料室	北九州市八幡西区	1976年	市	・	・	・	
45	宮田町石炭記念館	宮 田 町	1977年	町	・	C	・	
46	戸畑町歴史民俗資料館	戸 畑 町	1978年	・	民俗・歴史	B・E	有	
47	筑紫野市立歴史民俗資料館	筑 紫 野 市	・	市	・	B	有	
48	玄洋社記念館	福岡市中央区	・	法人	歴 史	H	・	
49	ふるさと美術館	大 木 町	・	個人	美 術	F	・	
50	北九州市児童文化科学館	北九州市八幡東区	・	市	科 学	C	・	宇宙科学館併設
51	浮羽町立歴史民俗資料館	浮 羽 町	1979年	町	歴 史	B	・	
52	稲築町ふるさと資料室	稲 築 町	・	・	・	F	・	
53	直方市中央公民館郷土資料室	直 方 市	・	市	・	E・F	・	
54	宇美町歴史民俗資料館	宇 美 町	・	町	・	B	有	
55	福岡市美術館	福岡市中央区	・	市	美 術	A	有	
56	大宰府展示館	太 宰 府 市	1980年	法人	歴 史	B・C	・	

福岡県博物館史

No	名 称	所 在 地	設置又は開館年	設置者	館 種	実態分析	専門員有無	備 考
57	史跡金隈遺跡資料館展示館	福岡市博多区	1980年	市	歴史	B・C	有	
58	嘉穂町郷土資料館	嘉穂町	・	町	民俗・歴史	C	有	
59	世界学習館	福岡市西区	・	法人	・	・	有	
60	北九州市立自然史博物館	北九州市八幡西区	1981年	市	科 学	A・E	有	
61	筑後市郷土資料館	筑後市	・	市	歴史	B	有	
62	遠賀町中央公民館展示室	遠賀町	・	町	・	F	有	
63	飯塚市歴史資料館	飯塚市	・	市	・	B	有	
64	古賀政男記念博物館分館古賀政男記念館	大川市	1982年	法人	・	A・H	有	
65	九州エネルギー館	福岡市中央区	・	・	科 学	C	有	
66	福岡市埋蔵文化財調査センター	福岡市博多区	・	市	歴史	B	有	
67	清力美術館	大川市	・	法人	美術	C	有	
68	博多歴史館	福岡市博多区	・	・	歴史	・	有	
69	北九州市立考古博物館	北九州市小倉北区	1983年	市	・	A・E	有	
70	上臈町民俗歴史資料館	上臈町	・	町	歴史・民俗	E	有	
71	田川市石炭資料館	田川市	・	市	・	B・C	有	
72	大平村郷土史料館	大平村	・	村	歴史	B	有	
73	吉井町歴史民俗資料館	吉井町	・	町	・	・	有	
74	久留米市歴史民俗資料館	久留米市	・	市	・	・	有	
75	須恵町立美術館センター久我記念館	須恵町	1984年	町	美術	C	有	
76	大牟田市歴史資料館	大牟田市	・	市	歴史	B	有	
77	八女市岩戸山歴史資料館	八女市	・	市	・	・	有	
78	久留米市立草野歴史資料館	久留米市	・	市	・	F	有	
79	雑栗香多苑	雑栗町	・	個人	歴史・民俗	G	有	
80	有明海柳川史料館	柳川市	1985年	法人	歴史	G	有	
81	福岡県立美術館	福岡市中央区	・	県	美術	A	有	
82	柳川市立歴史民俗資料館	柳川市	・	市	歴史	B	有	
83	火野泰平資料室	北九州市若松区	・	・	・	F・H	有	
84	甘木歴史資料館	甘木市	・	市	・	B	有	
85	前原町立伊都郷土美術館	前原町	・	町	美術	H	有	
86	前原町立伊都歴史資料館	前原町	・	町	歴史	B	有	
87	柳川古文書館	柳川市	・	市	・	・	有	
88	小郡市埋蔵文化財センター	小郡市	・	市	・	・	有	
89	新吉富村歴史民俗資料館	新吉富村	・	村	・	・	有	
90	鞍手町歴史民俗資料館	鞍手町	・	町	・	・	有	
91	織田染織美術館	久留米市	1986年	法人	・	C・F	有	
92	晴明会館	福岡市東区	・	・	美術	E	有	
93	三輪町歴史民俗資料館	三輪町	・	町	歴史	F	有	
94	八女伝統工芸館	八女市	・	市	・	G	有	
95	杷木町民俗歴史資料館	杷木町	・	町	・	F	有	
96	遠田町歴史民俗資料館	遠田町	1987年	・	・	B	有	
97	遠田町英彦山修験道館	遠田町	・	町	・	B・C	有	
98	中間市歴史民俗資料館	中間市	・	市	・	E	有	

るもので26%、この分析の中で一番問題があるものがFである資料室や展示室で展示収蔵という形のもは21%を示している。一度展示したら、展示内容が変化しない館が多い。これと展示室と収蔵庫を基本にもつBの中でも、企画展や展示替という活動がみられないものもみられる。これは次の専門職員の有無にはね返ってくる。専門職員すなわち、学芸員の資格を有する者をいうが、表にあげた98館中で46館が専門職員をもっている。約半数である。しかしながらその内の18館は博物館

法に抵触しているわけで、この中から引くと80館となり、46館の内18館を引くと28館とあいなる。約35%が専門職員をもっている。この中には社会教育課の文化財担当の専門職員の兼務の例が多い。文化財担当の専門職員で、学芸員の有資格者の割合が多いわけで、そのため社会教育課の施設としての歴史民俗資料館はおのずから文化財担当の専門職員の仕事場となってくる。人的な資質としての文化財専門職員は適任であるが、文化財行政が置かれている立場からみて、一長一短となって

くる。文化財に力を入れると、他方の資料館がおろそかになり、本当の意味での充実とはならないわけで、片手落ちになることは目にみえていえることで、このことを肝に銘ずる必要があるわけである。

分析のまとめとして、何故福岡県には県立博物館の要望が県民から出てこないのだろうか？ 県立の九州歴史資料館とその分館（求菩提・甘木・柳川）が歴史部門・文書部門について、県立美術館が美術分野を肩代りしているためである。しかしながら、本格的な歴史を体系的に、それに付加して、民俗的なものも欠如している。これらの資料を収集保管する。分野別の民俗資料館や、公文書を集める公文書館を分館システムでつくり上げることが肝要であり、体系的な歴史博物館の創設が望まれるわけである。

しかしながら、九州国立博物館誘致運動がらみで、県立博物館の要望の声も発声できなくなっている。県の行政・財政当局は九州国立博物館を福岡県太宰府市に誘致することによって、肩代りしようとしているのではないだろうか。

福岡県には独自の歴史があるわけで、福岡県民のための体系的にまとめられた歴史博物館や民俗博物館が是非とも必要であるという声に近い将来でてくることが予想できる。

4. 国立博物館誘致運動の展開

前節までは、博物館の歴史的な流れを追ってきたが、福岡県でもう一つ博物館史で忘れることのできない動きとして、九州国立博物館の誘致運動がある。

福岡県は太宰府市に約17万㎡の県有地を建設候補地として用意し、九州国立博物館の誘致運動を、九州各県をはじめとする関係各団体とともに、強力に進めているところである。

この博物館は、東アジアに向けて開かれた門戸としての九州の地理的・歴史的優位性を活かして、諸文明との交流史を中心に、展示・

研究・資料収集・情報交換を行なうもので、日本文化のルーツを探り、形成過程を解明することが、期待されている。

この運動も、文部省への陳情活動や国際シンポジウム等を開催しながら、現在展開中である。

国立博物館誘致運動の沿革は次の通りである。

1893年(明治26) 太宰府天満宮・西高辻信厳宮司は、菅公千年祭を記念して「鎮西博物館」の設置を計画、福岡県に上申し、認可を受け募金活動を始めるが、日清戦争勃発のため中止する。

1899年(明治32) 岡倉天心は「九州の地は古来外交の衝に当りし要地なるを以て器物中には外交の遺跡を尋ねるに足る可き宝什少ないとせず、是等は歴史討究の資料ともなる可し。因って、九州に於て九州博物館設立の必要性を認む」と述べる。

1926年(昭和2) 第52帝国議会において、福岡県選出の山内範造代議士など4名により「九州博物館設置ニ関スル建議案」が提出され、建議委員会の審議を経て、3月25日の衆議院本会議で可決、直ちに政府に提出された。

1948年(昭和23) 文部省は、国立博物館予算内に、国立博物館長崎資料館の設置のため、昭和24年度予算として2,513,000円を計上した。しかし、地元では原爆被災復旧が先決として、これを返上した。

1949年(昭和24) 福岡県は、国立博物館九州分館を福岡市に誘致する運動を起し、設置場所を選定し、文部省に陳情する。

1966年(昭和41) 総理府に設置された明治百年記念準備会議は、記念事業の一つとして、「歴史民俗博物館」の建設を採択し、閣議に報告、承認された。

1967年(昭和42) 福岡県は、国立歴史博物館の誘致運動を開始する。

1968年(昭和43) 4月 国立九州博物館設置期成会(瓦林潔会長)が結成され、官民一体

福岡県博物館史

となって誘致運動が開始される。

1969年(昭和44) 九州博物館協議会総会において、九州国立博物館設置を要望する議決をする。

1969年(昭和44) 第22回美術史学会総会において、九州に国立博物館を設置する運動に美術史学会が協力する件を承認する。

1970年(昭和45) 文化庁は、「国立歴史民俗博物館」の建設予定地を千葉県佐倉市に内定する。

1971年(昭和46) 太宰府天満宮・西高辻信貞宮司は、国立博物館用地として、約14万㎡を県に寄付する。

1973年(昭和48) 福岡県は「九州歴史資料館」を太宰府市に設置する。

1980年(昭和55) 博物館等建設推進九州会議(瓦林潔会長)が発足し、国立博物館建設運動が本格的に再開される。

1981年(昭和56) 3月 本会議専門委員会(岡崎敬讓長)は「地域に根ざす中核的博物館の基本構想」を発表する。

同年7月 国立博物館誘致について、九州各県知事の協力・賛同を得る。

同年8月 文部省に国立博物館設置を陳情。

1982年(昭和57) 5月 九州地区国立大学学長会に、九州国立博物館設置協力を要請する。

同年7月 小川平二文部大臣に国立博物館を陳情する。

同年8月 昭和58年度九州地方開発促進に関する重点事項として、国立九州博物館の設置促進を決定。

同年10月 福岡県議会文教委員会に、九州国立博物館の設置を陳情する。

1983年(昭和58) 1月 瀬戸山三男文部大臣に陳情。

同年6月 「九州国立博物館の基本構想」案をまとめる。

同年7月 次官・文化庁長官に陳情。

同年12月 森喜朗文部大臣等に陳情。

1984年(昭和59) 2月 文化庁長官に陳情。

同年5月 九州博物館協会に、国立博物館誘致のための協力を要請する。

1985年(昭和60) 4月 文化庁長官に陳情。

同年11月 第40回人類学・民俗学合同学会において、九州国立博物館誘致について協力を要請する。

1986年(昭和61) 4月 海部俊樹文部大臣・文化庁長官に陳情。

同年6月 次官に陳情。

同年8月 文部省に陳情。

同年10月 塩川正十郎文部大臣・次官・文化庁長官に陳情。

同年11月 日本博物館協会に、九州国立博物館誘致の協力を依頼する。

1987年3月 国際シンポジウム「大宰府と新羅、百済の文化」を福岡市で開催。講師として、金正基氏(韓国国立文化財研究所長ほか)を招集する。

同年3月 文部省陳情。

同年8月 " "。

1988年(昭和63) 3月 第2回国際シンポジウム「九州における古墳文化と朝鮮半島」を福岡市で開催。講師として、金基雄氏(大韓民国文化公報部文化財委員会専門委員)を招請する。

同年3月 文部省陳情。

同年4月 福岡県教育委員会文化課に国立博物館対策班を設置する。

同年6月 文部省に陳情。

同年9月 国際シンポジウム「東アジアと大宰府 甦る遠の朝廷」を東京で開催。講師として金東賢氏(大韓民国文化広報部文化財管理局文化財研究所保存科学研究室長)を招請する。

同年10月 福岡県教育委員会文化課内の国博誘致対策班が国博誘致対策室に拡充する。

1989年(平成元) 1月 西岡武夫文部大臣に陳情。

同年3月 第3回国際シンポジウム「弥生

文化の成立と東アジア」を福岡市で開催。講師として韓炳三氏（大韓民国国立中央博物館長）を招請する。

以上が、国立博物館の誘致運動の沿革である。福岡県もこの誘致運動に力を入れている。また、設置場所を福岡県の太宰府市にすることが、九州各県の知事会で了承を得ているわけで、事務局の今後の運動に期待される。その意味からも、福岡県教育委員会の文化課及び国博誘致対策室の努力が、今以上に必要となり、官民一体となった陳情活動等が実施されよう。その裏付には行政のレベルアップが必要である。

5. おわりに

福岡県の博物館の歴史を年代を追って述べてみた。

本県の博物館・美術館・動物園等の博物館施設は80数館を数えられている。また県内各地に博物館等施設が増加していることは喜ばしい現象である。しかしながら、その建設意義を十分に発揮するにはまだ問題点も多い。

第1に、まず人的な面をみると、中小の施設では、建物だけあって、知識や技能をもった専門職がいない所も少なくない。設備もさることながら、それを運営する人材がどれほど重要であるかを、任命権者が認識しなければ、教育効果も上がらないわけで、展示収蔵ということにあいなる。

第2に、美術・博物館等ではそれぞれの活動が研究によって科学的な裏付けによってこそ価値を高めうるわけで、美術・博物館等の施設は単なるイベント屋ではなく、研究学習の場であることの認識が必要である。しかしながら、安易にイベント屋に終始するきらいがうかがえる。

第3、地域の博物館（歴史民俗資料館等）の設立目的に、基づいて、それにかかわる情報の集積場所であるということが基本である。しかしながら、充分に行われていない。

第4、福岡県では、県全体の問題として、博物館及び歴史民俗資料館のネットワークづくりが必要である。その核になるのが、福岡県博物館協議会であり、将来の計画ではやはり九州国立博物館を核として、各県へのネットワークづくりが必要となる。その前段として県単位のネットワークづくりが急務である。

第5、ユニークな博物館・歴史民俗資料館の活動を考える時、地域と共に歩み、時には啓発する役目を担っていることを忘れてはならない。

以上をまとめると、本県の博物館における行政は、やっと一歩、歩を進みだしたところで、県民一人一人の意識の覚醒が必要である。再度“地域と密着する博物館とは？”を自問する時期ではなからうか。

最後になったが、本稿を成するにあたり、九州歴史資料館・鞍手町歴史民俗資料館・福岡県博物館協議会・福岡県教育委員会文化課の各機関と中矢真人・柳田康雄・石山勲・古後憲浩の各氏に大変お世話になったことを記して御礼を申し上げたい。

註

- 註1 伊東尾四郎編「福岡県史資料」第1輯P.749 明治14・5年頃の県治史料 博物館の事 福岡県1932年
- 註2 西日本新聞版「福岡県百科事典」下 1982年
- 註3 井上精三「博多郷土史事典」P.239 1986葦書房版
- 註4 貝原篤信が宝永7年に完成したもの。元禄16年に藩主に献上した。
- 註5 加藤一純・鷹取周成著で、「筑前国統風土記」の補足したもの。1768年(天明4)に命を受けて10年後の1777年(寛政5)に仕上げる。
- 註6 青柳種信著 前述の附録に続き、統風土記を補足したもの。1823年(文化11)に命を受けて従事、1835年(天保6)12月種信没により、子や門弟が代りて編輯す。
- 註7 1734年(享保19)に將軍の命によって調査されたものである。1975年に西日本新聞社が解説版

福岡県博物館史

- を出版している。
- 註8 明治40年に出版されている。復刻版あり。
- 註9 真辺仲庵の著で1冊本、1675年(延宝3)に成ったもので、著者は久留米藩医である。
- 註10 西以三者で3巻本、1682年(天和2)に成ったもので、漢文にて記す。
- 註11 緒方元斉著で1752年(宝暦2)に成ったもので、前者の脱漏を補うと記す。
- 註12 渡辺重春の著で、中津の国学者渡辺重名の孫である。
- 註13 平田望春の著で、秋月藩下士で秋月藩の風俗が理解できる。甘木市史資料編で刊行されている。
- 註14 伊藤常足著で、中国のものも明朝以前の記事はすべて引証し、神社仏閣の銘文および諸家の文書類も慶長以前のものはこれを引証している。1969年(昭和44)に復刻されている。
- 註15 亀井南冥(1743～1814) 儒学者・医師、怡上郡三雲村の出身。36才の時藩医となり、1784年(天明4)甘棠館の館長となり古学派である、寛政異学の禁で退けられた。学派は個性尊重、長所發揮を旨とし日田の広瀬淡窓、秋月の原古処ら人材を出した。学派は秋月藩で大成する。
- 註16 田村元雄(1716～1776) 幕府医官で本草学者。国産人参の栽培・製造にあたる。
- 註17 平賀源内(1729～1779) 江戸中期の本草学者・戯作者、高松藩出身。長崎で医学・本草学を学び、さらに江戸に出てエレキテル・寒暖計などを発明。幕府に仕えようとしたが成らず晩年は戯作に没頭した。
- 註18 『集古十種』は85巻で古宝物図録集、成立不詳であるが1800年(寛政12)の序文がある。十種とは鐘銘・碑銘・兵器・銅器・楽器・文房・扇類・印章・法帖・古画・実物を模写し所在や寸法をしるしている。
- 註19 青柳種信(1766～1835) 江戸後半期の国学者・考古学者。福岡藩士。24才で本居宣長に入門、その後『筑前国統風土記附録』の記録助手。1812年(文化9)幕命で伊能忠敬が全国測量の途中筑前入りの時案内人。この功によって御石筆記録方に昇進した。伊能の求めで『宗像宮略記』『後漢金印考』をまとめて提出している。
- 註20 福岡県筑紫野市石崎から出土した甕棺より銅鐙が出たことを記録している。
- 註21 伊藤常足(1774～1858) 江戸末期国学者・地誌学・神官・本居宣長の門人、青柳種信について国学研究し、1805年(文化2)『太宰管内志』の編纂を志し、1841年(天保12)に82巻まとめた。駅鈴について『集古十種』から調べ考証している。
- 註22 大倉種周(1781～1850) 江戸末期国学者、秋月藩御絵図方。古城の縄張図を作製して、『筑前国統風土記』の古城場古城の項を写して『北筑古城図説集』を著わしている。
- 註23 大倉種教は大倉種周の子供で古器物等の研究をし、大正3年に『小図小言』をまとめている。解説は甘木市史資料編にある。
- 註24 矢野一貞著で1853年(嘉永6)の自序ある。原本は篠山神社。一貞は久留米藩士で国史に精通し、考古の癖あり。各地を遍歴して、旧記を探り、古蹟を尋ね、顔墳断碑土中の古器物に至るまで、精査研究して、此大著述をなしている。
- 註25 西日本新聞版『福岡県百科事典』 1982年
- 註26 註3と同じ。
- 註27 註3と同じ。
- 註28 註3より引用。
- 註29 現在でも天満宮の横にあるもので、県下では古い博物館施設である。
- 註30 玉泉大染(1886～1971) 国史学者・考古学者。福岡市中央区鳥飼出身。東京大学史学科卒。1922年(大正11)旧制福岡高等学校教授となり1946年(昭和21)まで在任。福岡県文化財専門委員を務めた(1929～1960)。
- 註31 1950年(昭和25)5月文化財保護法公布。8月文化財保護法施行。その後1954年(昭和29)文化財保護法の一部改正。1961年(昭和36)文化財保護法の一部改正。1975年(昭和50)文化財保護法大改正。
- 註32 博物館等建設推進九州会議編『九州国立博物館(仮称)基本構想案』 1987
- 註33 福岡県博物館協議会編『福岡県の博物館』1988
海鳥社 福岡県教育庁指導第2部文化課編『昭和61年度 福岡県文化行政資料』1987

福岡県教育庁文化課技術主査

現代博物館に於けるミュージアム・

ショップの必要性に関する一考察

A consideration on the necessity of the museum shop in modern museum

青 木 豊

Yutaka Aoki

1. はじめに
2. アメリカにおけるミュージアム・ショップの現状
3. ミュージアム・ショップの教育的必要性

4. ミュージアム・ショップ商品の必要条件
5. 結 語

1. はじめに

博物館におけるミュージアム・ショップの必要性とそのあり方等々については、従来ほとんど博物館等の世界においても論じられていないのが現状であろう。

それは、基本的に博物館は、研究機関・社会教育機関であって、「もの」を売る事を潜在的に否定している為であろうと解釈される。

この点も理解出来得ないでもないが、本稿で述べるところのミュージアム・ショップは、その利潤を追求するところに目的が決してあるのではなく、以下詳述するところの教育的役割と博物館を役所的認識から脱した、より身近なものとして市民と関係を結ぶ一手段としてその果す役割は生じて来るものと考えるのである。

2. アメリカに於けるミュージアム・ショップの現状

アメリカでは、1955年にミュージアム・ストア協会 (Museum Store Assosiation) が設立され、ミュージアム・ストアの概念、

運営・倫理の規定を明確にすると同時に、特徴的なのは常に教育機関としての理念に基づいた上で、ミュージアム・ストアを独自の産業とした点である。(『Museum Data』No. 4)

このMuseum Store Assosiationの目的の概要を紹介すると、先ず第一に社会に於けるミュージアム・ストアの必要性とその果す役割を認識すると同時に、大衆に対する教育的配慮の基にその効果を高めることを基本目的としている。そして、取り扱う商品、サービス等についても、商品は教育的・道徳的でかつ時代にマッチした製品の開発と販売を促進することや、全協会員のために、教育的プログラム、出版等々のサービスを提供する事に始まり、最も基本的なミュージアム・ストアに関連する専門的機関や公的機関との接渉等を行なう事を目的としている。

以上のような、Museum Store Assosiationの基に、アメリカの各博物館のミュージアム・ストアは、博物館自体の教育目的の達成とともに博物館の財源確保にも著しく貢献

現代博物館に於けるミュージアム・ショップの必要性に関する一考察

している。後者の財源確保、即ちミュージアム・ストアの収益については、筆者の直接目的とするところではないのであるが、参考までに記すと、アメリカ全土のミュージアム・ストアの総収入は2億ドルを超えるものと記されている(1985「タイム」)。

アメリカの博物館の所有するミュージアム・ストアは申すまでもなく多種多様であるが、総じて我国のそれとは大きく異なり広大な売場面積を有する点である。スミソニアン・インスティテュションやメトロポリタン美術館、モダン・アート美術館等は、特にスーパーマーケットが付帯したと言っても過言でない程の売場面積を有する。上述の三館の中で最も小規模であるモダン・アート美術館ですら、その面積は2フロアで990㎡を計る。中でもメトロポリタン美術館に至っては、本館のミュージアム・ショップとは別にメイシー百貨店に1,600㎡の分店を出店している程であるから、その広大さには驚かされる。

これらの館に代表される広大な売場面積を有するミュージアム・ショップの商品は、品数・種類も極めてバラエティーに富むものである。そして、それらの商品類はすべて、ミ

ュージアム・ショップとしての倫理規定に基づき製作・販売されている。

つまり、それらの商品はどこにでもある単なる土産物売場の商品とは異なり、それぞれの博物館の展示資料・収蔵資料に関連するものであり、当該博物館でのみ取扱われるスペシャリティを有するものである点がミュージアム・ショップの商品を最大の特徴としている。そして、いずれの商品に於いても、由緒などをはじめとする数多くの情報を記した説明書が付されている事により、博物館の教育的面の延長をそこに創出し、他では見られない歴史・芸術等の学術性を彷彿させるものとなっている。

この為、ミュージアム・ショップは単なる土産物店を脱却し、質と信頼性の高い商品を取り扱うショップとしてのステータスを保持するものとなっている。この点は、アメリカのみに留まらず、ヨーロッパ諸国等の館・園等についても同様であるが、余談ながら私のいくつかの経験の中で、最も印象深かったのは国立エジプト考古博物館のギフトショップであった。一般的にエジプトの土産品は、歴史資料を素材としたものが多く、市中にあふれ



写真1 国立エジプト考古学博物館 ミュージアム・ショップ図書部門

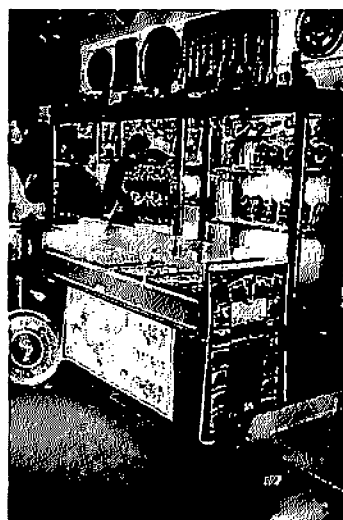


写真2 国立エジプト考古学博物館 ミュージアム・ショップ商品部門

ていたが、金・銀製品等の貴金属を使用した商品は素人にはその真偽が判じ難たく、且つお国柄、単なるメッキ等の偽物も極めて多いようである。しかし、その点国立エジプト考古博物館のギフトショップに於ける商品は品質が保障されている事や価格の点に於いても信頼性が高く安心して購入出来るものであった。

次に、莫大な年間利益を上げるミュージアム・ショップに対し、アメリカ国税局は原則として免税措置を施している点も、ミュージアム・ショップの進展に直結する大きな特徴である。免税商品であるか否かは、細かく国税当局により規定されており、その基本となっているのは当該博物館の収蔵品に関連したものであると同時に、教育目的を担うものである事である。

つまり、それぞれの博物館の収蔵資料の複製品、図録・写真類や、収蔵品より形・図案等々と取材した実用品であるところのハンカチ、ネクタイ、ネクタイピン、ブローチ等々は免税となり、逆に博物館のシンボルマークや館名だけが付されたネクタイピンやキーホルダー等は教育目的の商品ではないとして免税とはならない。

したがって両者の解釈の間には当然微妙な商品が存在することは事実であるが、しかし逆に、免税か否かの問題は教育性を十分に考慮した商品の質における信頼性を高める根拠となっているものと考えられる。

以上のような点から、アメリカに於いては間違いのない優良商品を取り扱う信頼性の高いミュージアム・ショップは我国の有名デパートと同様な一種のステータスシンボルとして市民に理解されている。

故に逆に、公然の博物館組織でない博物館類似館や一般店が、「ミュージアム・ショップ」なる語を使用する事は社会的に明確に規制されている。

3. ミュージアム・ショップの教育的必要性

我国の博物館の増加は爆発的とも言えるもので、昭和62年度の統計では新設館は200余館の多きを数える。(*「Museum Data」* No.5) 数の増加とともに、その施設も欧米の博物館と比較しても遜色のないものである。

しかし、これらの博物館の利用状況、換言すれば公衆と博物館の密着度と言う点に於いては、そこにはまだまだ大きな隔差が存在するように思われる。欧米の博物館は市民の生活に根差し、不可欠な機関となっているのに反し、我国の博物館は未だに社会生活とは隔絶した感を有するものである事は、否めないであろう。

この差違には、それぞれの国の国民性、文化的相違が介在する事は基本的に踏まえねばならないが、一般的に欧米の博物館はレジャーやレクリエーションと言った市民生活に不可欠な「楽しみ」と言う点に対する配慮が充分になされて来た事が、今日の両者間の違いとなって表われているものと看取せられる。

つまり、我が国の博物館法の第2条、博物館の定義の中でも「この法律において、『博物館』とは(中略)…レクリエーション等に資するため…(後略)」と、博物館の担うレクリエーション面を明記しているにもかかわらず、ややもすればレクリエーション面が置き去りにされ、教育面のみが先行し博物館とは難しいと言うようなお堅いイメージがそこに確立し、一般公衆にとっては身近なものにはとても覚えず、所謂お役所としてほど遠いものとなっていると思われる。学校は出席を取るから行かねばならないが、博物館は出席を取らないから行く必要はなんらないのである。

この点が現代博物館に欠如する最大の弱点ではなかろうか。先ず博物館を楽しみのある場として、人々を呼び寄せせる事から博物館教育は始まるものと考えられる。博物館の英訳である、Museumは、英語の楽しみを意味する

Amusementに近似する事からも、博物館は研究・教育機関であると同時にレジャー・レクリエーションの場である事を再度認識しなければならないであろう。

勿論、今日の多くの博物館が、体験学習・自然観察会・史跡巡り等々とレクリエーション面を考慮した各種の催しを実施するなどの努力は認めるし、それらの必要性も十分理解する。しかし端的に言えばそれらの多くは毎日出来得るものではなく一過性のものであり、常にある公衆の欲求を満足させ得るものではなからうことも事実として認識せねばならない。

更に、これらとは別に博物館が公衆に対し見てほしいもの、理解してほしいものは、博物館の顔であるところの常設展示である。この常設展示品の理解度を深める為にもミュージアム・ショップは必要となってくるものと考えるのである。あくまでミュージアム・ショップは単なる土産物売場ではなく、教育理念に立脚した展示の延長としての意味をも併せ有する点を理解せねばならないのである。

即ち、観覧者にとって博物館に於ける展示資料は、所有する事はもとより手に触れることすら出来ない常に一方的なものである。しかし、人間の本能としていずれのものに対しても、所有欲、あるいはさわって見たい欲求や獲得欲がある事は否めない事実であろう。この入手し得ない資料に対して、獲得欲との間隙を埋める手段としてミュージアム・ショップの商品がある。と同時にまた見学者にとっては博物館に行った記念に、理解した知識を留める意味で、何らかの形で持ち帰りたいと思うのが、自然の要求であって、ミュージアム・ショップの商品は、観覧者の要求を満たしてくれるものとなる。

博物館に限らず、我々が旅行をすると必ずと言って良い程、それがほんとうは不必要なものであってもそれぞれの土地の土産物を買

う。このことは、そこに行った証拠を、つまり自分の原風景を残そうとするものである。博物館もミュージアム・ショップで、その基本的な要求に応えねばならない。それが出来なければ、「土産物一つない温泉地はつまらない」のと同様にあの博物館は、「つまらない」に直結することとなるであろう。

以上のような人間性の基本的な要求にミュージアム・ショップが応える事が、博物館の楽しみに結びつくと同時に、ミュージアム・ショップの商品は後述する如く、温泉地の温泉饅頭とは大きく異なり、教育的効果に基づいて作製されたものであり、その商品の取材した実物資料の由緒及び学術的情報を記したコメントカードが付されているものであるから、展示室に於いて実物資料の説明文を熟読しなかった見学者でも、改めて我が物になった商品のコメントカードを再読する事により自分が購入した商品の由緒・学術性を、ひいては展示室にあった実物資料の詳細を熟知するであろう事は容易に期待し得る。

以上のような観点で、当該博物館の収蔵品より取材した商品を扱うミュージアム・ショップの必要性は生じて来るものであるが、これとは逆に魅力ある商品群を取り扱う事により結果としてミュージアム・ショップへ、即ち博物館へ公衆を呼び寄せることになる事も十分予想出来得る。

尚、ミュージアム・ショップは商品を販売する売店のみには留まるのではなく、その土地土地の美味しい郷土料理を提供するレストランや、名画を配した格調の高い喫茶店等も必要である事は言うまでもない。あらゆる面に於いて人々の足を博物館へ向けさせる事が先ず第一である。

しかし、仮に魅力ある商品群を扱い、ミュージアム・ショップに向けた足が、すべて展示室に入るとは限らない。なぜなら我国の場合、一般的に博物館は入場料を必要とするからである。

つまり、この入場料こそが、来館者に対し大きな障害となっていると考えられる。公立博物館の入場料に関しては、博物館法第23条に於いて、「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。」と記されている如くに原則的には入場料は徴収してはならないのである。しかし現実には、「但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情……」の特例面を持って入場料は徴収されているのであるが、税金で運営されている公立博物館にあっては極めて不思議としか言いようのない事である。博物館と同様の社会教育機関であるところの図書館は無料であるところからも、益々判然としないものがそこにはある。

私の知る限りでは、入館料の徴収の目的は博物館の維持運営の資金を得る為のものでは決してなく、入館者の管理を入館料によって行うとするものであろうと予想している。この点は博物館の入館料の安価な事からもうなづけようし、また、入館料を徴収するにあたっては、その為の職員も必要とするが、その人件費を考慮すれば明白な事である。

しかし、入館料により入館者を管理・規制する事は、全くの場違いとしか言いようがあるまい。入館者の管理が必要とあらば、異なった形態はいくらでも実施出来よう。

ひるがえって、博物館の入館料は100円、200円と今日の経済観念からすると極めて安いと言えよう。しかし、度重なれば、仮に毎日博物館へ行くとなるとやはり負担感は否めないであろう。その中でも殊に熟慮しなければならない事は子供である。我々大人からすれば、30円、50円は問題なからうが、子供の視点に立って見れば重大事であろう。30円あればビックリマンチョコが買える事を考えてやらねばならない。

即ち、前にも述べた如く日本人の多くは欧

米諸国の人々程は博物館を日常生活の身近なものとして感じていない。それは博物館の利用のしかたの訓練がなされていない事が原因であると考えられる。つまり、欧米ではそれを誰が教えるのではなく、少年・少女期に於いて博物館を遊びの場として利用する事に端を発し、成長と共に自ずとその本来の利用法を理解し、日常生活の一部に組み込んでいくものと解釈される。

私が実見したイギリスのブリティッシュミュージアムでは、学校を終えた子供たちが展示室に集まりエジプトコーナーのミイラの陰で隠れん坊や鬼ごっこらしき遊びをしたり、またある子供は展示品のスケッチをしたり、あるいは学校の宿題であろうかその調べ物を行っているなど各自が自由に博物館を利用していた。おそらく、このような過程を経て博物館の利用法を理解してゆくものと推察される。

翻って、我国の博物館の場合は、博物館利用の訓練がなされなければならない子供を、知識欲の最も旺盛な時期に入館料と言う障害が大きく阻んでいると考えられる。大人になってからでは遅すぎるのである。

もし本当に博物館が維持運営の為の資金を必要とするのであれば、ミュージアム・ショップにより入場料に見合うだけの収益をあげれば良いのである。

例えば、今日のアメリカの博物館は各種の補助金が打ち切れ、ミュージアム・ショップの収益がその運営を担っている。ミュージアム・ショップがなければ博物館は存続しないであろうとすら言われているように、博物館の運営に果すその役割は極めて大きいと言えよう。

日本の博物館の場合は、アメリカのそれとは異なり、その予算基盤は確立されているのであるから、それ程大きな収益をあげる必要は何らないのである。この為、ミュージアム・ショップは収益を第一とするのではなく、見

学者の多種多様な欲求を満たすものとして、楽しみを提供するものとして、博物館へ足を向けさせる一手段として、且つ基本的には展示の延長としての教育的役割を果すなど、多様な目的に基づいて、ミュージアム・ショップは現代博物館にとって不可欠な機構であると考えられるものである。

4. ミュージアム・ショップ商品の必要条件

以上のような目的を達成するミュージアム・ショップの基礎となるのは魅力のある商品である事は言うまでもない。

日本の博物館のミュージアム・ショップでは、図録や絵ハガキ程度の商品が一般的であり、これは余りに貧弱であり、人々を引きつける魅力など全くないと言って良い程であって、ミュージアム・ショップ本来の機能を果し得ないものとなっているのが現状であろう。

ミュージアム・ショップの商品の必要条件の第一は、当該博物館の収蔵資料の形態・意匠等をあくまで素材にしたものでなければならないし、逆に実用化された個々の商品より誰れしものが実物資料を容易に彷彿出来得るものでなくてはならない。また、それぞれの博物館の収蔵資料に関連するものでなければならない事は原則である。換言すればその博物館のミュージアム・ショップでしか購入出来ないと言う点が極めて重要である。従って、全国どここのセブンイレブンでも取り扱っているような商品であってはならないのである。

つまり、芸術的あるいは芸術的香りを内蔵したこの独自性が来館者の欲求を満足させるステータスとなるのである。

次に必要な事は売れる商品でなくてはならない事である。それには品数が豊富な事と、一点の展示資料より取材したものであっても、奇をてらった、一寸面白いものから高級なものに至るまでバラエティーに富むものでなければならない。当然価格の面においても、

子供が購入出来る安価なものから貴金属をあしらった高額な商品に至るまでを必要とする。仮にキーホルダー・ステッカー・絵葉書等の安価な商品のみで売場を始終した場合は、ミュージアム・ショップが社会的なステータスとは成り得ない要因となるであろう。

また、商品に要求される事は展示資料の単なる複製品のみ限定されるのではなく、実物資料の意匠等をアレンジした日常生活に耐え得る実用品を製作する事も販売増加につながる重要な点であると考えられる。それと同時に、例えば絵葉書・キーホルダーにしても、20~30種のバラエティーがなければならない。数多くの種類の中から、来館者が自由に選択出来るという事がまた重要なのであり、かつ購買にも直結するものと考えられる。

第三の条件としては、ミュージアム・ショップの個々の商品には必ず、当該商品の学術的情報や由緒を記した由緒書を付け備えなければならない。この付加された由緒書きこそが、ミュージアム・ショップを博物館展示の延長とするものであり、教育的役割を果すものである。

また、コメントカードにより、スーパーマーケットの商品には認められない学術的、芸術的な付加価値に来館者は満足すると同時に、ミュージアム・ショップ自体のステータスも高められるものであると考えられる。

以上のような観点から、ミュージアム・ショップの商品は、それ由に教育目的を礎とし、優れたデザイン、そして実用的な機能を追求し、しかも常に高品質を備え制作されたものでなければならないと考える。

5. 結 語

以上博物館に於けるミュージアム・ショップについて論述した如く、博物館の増加に反しその利用者数が減じる傾向すら認められる今日に於いて、各博物館がスペシャリティーを強調し、博物館へ来館者を呼び寄せる打開

現代博物館に於けるミュージアム・ショップの必要性に関する一考察

策として、ミュージアム・ショップに真剣に取り組まねばならない時期に、もはや達していると確信する。

しかし、ここには数多の制約が根強く潜在している事も十分承知しているが、昭和が終り新しい時代が始まったのを機に博物館展示の延長としてのミュージアム・ショップを盛り上げない限り、俗によく言葉にされるよう

に「博物館自体が博物館」となり、博物館に明日はないのではなかろうか。

本稿をまとめるにあたり、國學院大學教授加藤有次・小林達雄両先生に常日頃より御指導戴きました事を記し、厚く御礼申し上げる次第である。

國學院大學考古学資料館学芸員
國學院大學文学部講師

石造文化財の保存修復

——江戸川区河原渡場道庚申塔石造道標の保存修復処理報告——

Preservation and repair of the stone objects

—A report of the restoration treatment for Kōshintō in Edogawa-ku, Tokyo—

青木 豊・樋口 政則・内川 隆志

Yutaka Aoki Masanori Higuchi Takashi Uchikawa

1. はじめに
2. 江戸川区の石造道標
3. 修復に至る経緯
4. 修復の方法
5. 修復処理の実際
6. まとめ

1. はじめに

石造文化財は、「石は堅硬である」というイメージが由に、他の文化財に比べ、劣化についてそれ程問題視されないきらいがある。しかしながら、石造文化財の置かれた自然環境や、石材自体を構成する鉱物組成の違いによっては、湿潤・乾燥・凍結・地衣類の繁殖等によって著しく劣化している例が多くみうけられるようになってきた。

本論では、石造文化財の保存と修復について江戸川区河原渡場道庚申塔石造道標の修復過程を例にとって論じることとする。

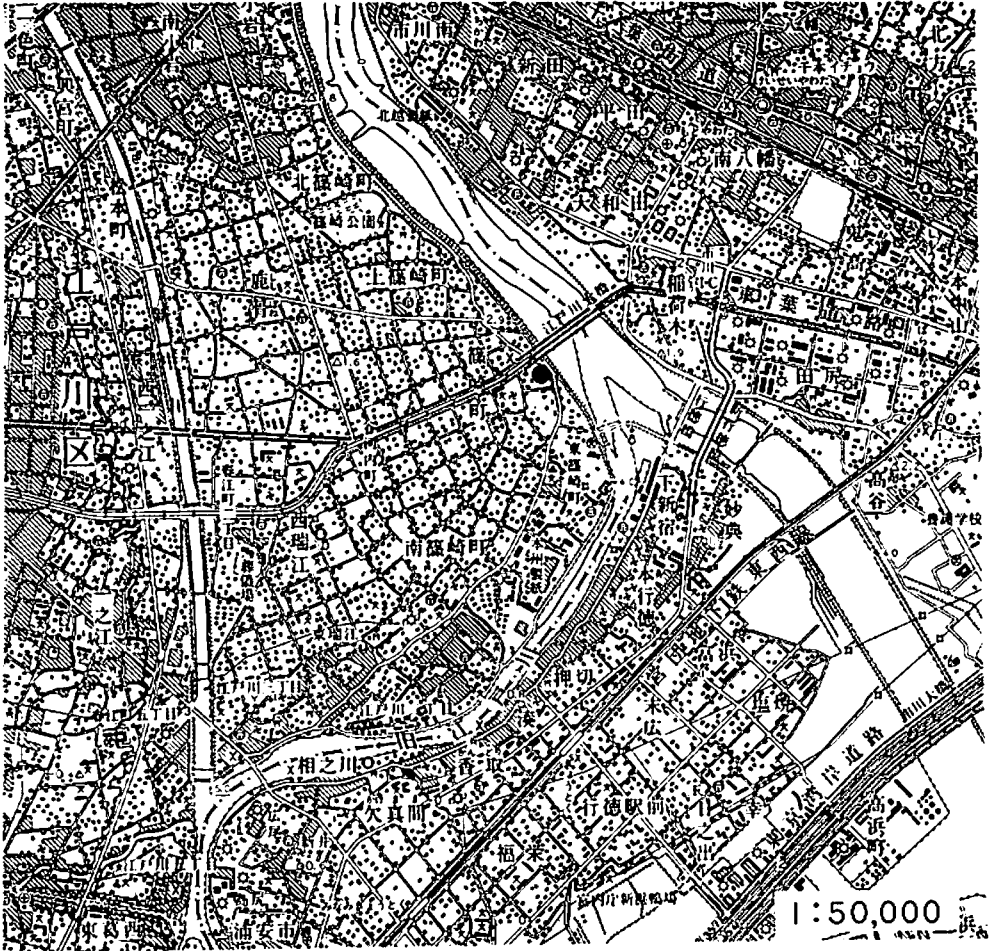
2. 江戸川区の石造道標

近世の主要往還のひとつに水戸佐倉道がある。江戸日本橋から千住をへて新宿(葛飾区)に至り、ここで金町、松戸から水戸へむかう水戸街道と、小岩、市川をへて佐倉へむかう佐倉道に分かれていた。水戸佐倉道はこの総称である。いずれも江戸と常総をむすぶ要路で、金町に金町松戸関所、小岩に小岩市川関所が置かれていた。常総大名の参勤交代路であり、水運を補足する物資輸送路でもあった。宿場の整備のすすんだ江戸時代中期以降は、成田山参詣のひとつとしても賑わいをみせていたようである。

幕府は、江戸防衛上の理由をもって江戸川への架橋を許さず、すべて渡し船によって通行させた。主要往還の渡河地点には関所があり、その他の渡船場も限定されていたことから、庶民の江戸川渡河はきわめて不便なものであった。江戸川をはさむ武総間の交通がさかんになるにしたがい、渡しの存在意義も高まっていたのである。

下総国河原村(市川市)は、江戸川最下流部右岸に位置し、房総通路の入口のひとつである。ここから北上して佐倉道に合流する、中山、成田参詣路のひとつでもあった。江戸川の対岸下篠崎村(江戸川区)に、この河原村へ渡る河原の渡しがあった。『新編武蔵風土記稿』下篠崎村の項に、「江戸川、村の東を流る、幅百間許、渡船場あり、河原渡しと云、川の向は下総国河原村なればかく唱へり」とあるのがこれである。寛永8年(1631)の「利根川渡越之儀ニ付書上候控写」(『葛西志』)には「上下篠崎村船渡」とみえており、その起源は江戸時代以前にもとめられる可能性が高い。

江戸川区内には、この河原の渡しへ至る道筋がいくつかあって、それぞれ河原道とよばれていた。そして、それらの分岐点には「かわら道」と刻まれた石造道標が立っていた。



第1図 河原渡場道庚申塔石造道標の位置

これらの「かわら道」道標は、次頁の表でわかるように、そのほとんどが石造庚申塔の一部をなしていた。理由は明らかではないが、庚申主尊のひとつである猿田彦が道案内の神だとする信仰（窪徳忠「庚申信仰」、山川出版社、1956年、「塔と塚」）がこの地にもあったことを示しているのではないだろうか。河原道は小岩市川関所を避ける道筋でもあったことから、庶民の往来もさかんであったと想像される。それらに道筋を指し示すことは、庚申講中の人びとにとっても布施の意味をもつ、意義のある功德であったと考えられる。

3. 修復に至る経緯

この庚申塔石造道標は、3つの部分からなっている。上部が「青面金剛」の文字塔、中央部が道標で、下部が花立てと水盤を刻んだ台石である。道標部分正面上部に三猿像の刻まれていることや台石の規模から、当初より道標部分を有していたと考えられ、庚申供養と道案内の功德が同じ信仰心の発露であることを窺わせる。造立は、上部文字塔側面に「文政八西十月吉日」（1825）と刻まれている。江戸川改修以前は、現在地より東の土手際にあったが、区立篠崎図書館建設（1977年2

石造文化財の保存修復

名 称	年 代	形 状	主 な 銘 文
篠ヶ崎の庚申塔河原道石造道標	正徳5	青面金剛立像光背型庚申塔	これより左いち川へのみち これよりかわらへのみち
下篠崎本郷の河原道石造道標	寛延2	角柱(上部に庚申塔があったらしい)	是より右河原道 是より左江戸道
東小松川中道の庚申塔河原道石造道標	文化5	角柱(上部に青面金剛立像庚申塔)	是よりかわら道
東小松川田子沼の庚申塔河原道石造道標	文化8	角柱(一石上部に青面金剛坐像)	かわら道
中小岩の庚申塔河原道石造道標	文化10	駒型庚申塔文字塔	右河原江一り
鹿骨の庚申塔河原道石造道標	文化11	角柱(上部に青面金剛立像庚申塔)	南かわら道 西江戸道、北浅間道
上篠崎柳島の庚申塔河原道石造道標	文化13	角柱(上部に青面金剛立像庚申塔)	右かわら道 左江戸道
河原渡場道の庚申塔石造道標	文政8	角柱(上部に青面金剛文字塔)	かわら渡シ場道 此方江戸道
谷河内の河原道石造道標	安政3	角柱駒型	(手指陽刻) 河原迄□□九丁橋の花
西之江の河原道石造道標	文久2	角柱	是よりかわら

第1表 江戸川区内の河原道石造道標

月落成)時にはすでに現在地の敷地内に移されていた。このとき別の場所にあった上部文字塔部分もここに移して保存をはかったということである。

1981年6月、篠崎2丁目在住の茨木清美氏より江戸川区教育委員会に対し、この道標の保存について将来毀損あるいは滅失の危険性が高いという御指摘があり、管理にあたっていた篠崎図書館職員の配慮によって同敷地内の現在地点に移設した。当時、すでに風化の影響が強く認められたが、剥落の危険性は低かったそうである。

1983年2月、江戸川区の近世交通史上の重要な遺跡であるとして、他の石造道標とともに江戸川区登録有形文化財となり、保存がはかれることとなった。その後、上部文字塔部分を道標部分に載せ、旧状に復したが、銘文滅失の心配は未解決のままであった。1987年、ついに剥落が生じたため、急遽雨覆の設置および本体の保存措置を講ずるに至ったのである。

4. 修復の方法

石造文化財の劣化と保存修復技術

石材の劣化

石で造られた文化財といえ、石器時代の道具(石鏃・石斧・石棒など)から炉や敷石、配石された石、翡翠・瑪瑙で作られた装身具等の考古資料がまず想像されるであろうが、対象をさらに広げれば先史・有史を問わず、さまざまな資料、たとえば古墳の石室から塔婆、厩塔、寺社建築の基壇、礎石、石仏、板碑等々、が総括される。

一般に石造文化財は土や金属性の文化財に比べて強度・耐久性の点で安定したものが想像されるが、石質や保存状態によっては非常に脆く壊れ易くなった例が数多く見受けられる。例えば、縄文時代の住居址の炉に使用された礫などは、加熱によって亀裂が生じたり、あるいは石質上表面がポロポロになり取り扱いが困難となったものや、石製塔婆の如く長年風雨に晒らされたり、凍結したり、苔・地衣類が繁殖して劣化する例などがあげられる。特に、石材の劣化は、その石質によって

石造文化財の保存修復

大きく異なり、また処理の方法も状況に応じて変化するため一様でないところに難しさがある。

石材が劣化し崩壊するにはさまざまな要因が考えられるが、樋口清治氏は、石造文化財の劣化を(1)物理的風化(2)化学的風化(3)生物による風化の3項目に分類し、具体的に提示している⁽⁴¹⁾。すなわち物理的風化とは(A)温度変化による劣化：石は熱伝導率が低い⁽⁴²⁾ため、日中の直射熱等の影響により、表面と内部との収縮率に差が生じ、クラック発生の原因となる。(B)石は、異種鉱物の集合体で、それぞれの鉱物が異なった比熱と膨張係数をもち、比熱と膨張係数も自ら異なるため、歪み、亀裂、粒状崩壊の原因となる。(C)湿潤・乾燥・凍結・融解・霜・塩類の結晶化があげられ、これらの他に外部からの物理的衝撃による崩壊等も考えられる。

化学的風化とは、水に炭酸ガスが溶け込み酸性水に変化し、溶解を速進させたり排気ガスなどに含まれる亜硫酸ガスが酸化し硫酸に変わり、方解石などを石膏化するなどの科学物質による風化を示す。ギリシア・イタリアでは、このような化学的風化のため古代の大理石の彫刻などが融解し深刻な状況にあるという。また、水自体も石材を構成する鉱物に影響を与え加水分解作用を起こして粘土化するなどの劣化を促す原因となる。

生物学的風化には、石材のわずかな隙間に木根が入り込み、繁殖して破損に至らしめたり石材の表面に繁殖した苔・シダ・菌数などの地衣類によって引き起こされる風化がある。地衣類は、生物代謝によって地衣酸と呼ばれる有機酸を出して化学的風化を促進するといわれる。相反して、物理的風化や化学的風化によって劣化した石材の表面を地衣類が覆って石材を保護している場合や石塔などが苔むして優雅な趣を味あわせてくれるなど、一概に地衣類を忌み嫌うわけにもいかない。

以上、樋口氏の指摘する石材の風化する主

な要因について私見を加えながら明記したものであるが次に劣化した石材の保存修復の方法について概説することとする。

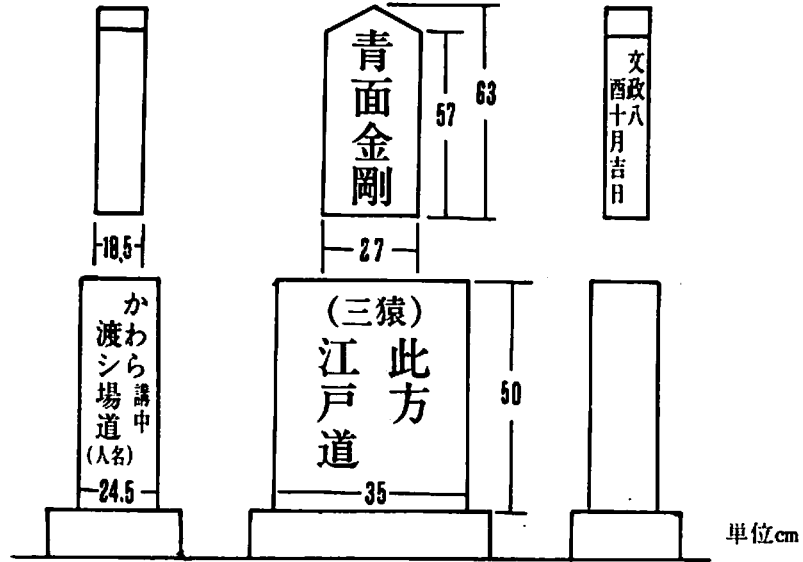
保存と修復

石造文化財の保存修復と一口にいても石材の大きさ現状等の違いによって対処の方法は異なることはいまでもない。たとえば、磨崖仏や横穴古墳の壁面などに保存処置を実施する場合、現地からとついで運搬することができずその場において処理する以外方法はないのである。したがって小型の石製品等を室内において保存処理する場合と違ってその効果にも差が生じてくることも考え置く必要がある。このことは石造文化財保存修復が一律の方法だけでは決して対処し得るものでなくそれぞれの状況に見合った方法を完成させる必要があることを示唆している。また、前述の如く、石質の違いや保存状況によって使用する薬品、修復方法に検討を要することも石造文化財の保存修復がいかに技術的に難しいものであるかを物語っている。

一般に石材どうしの接合には、接着剤としてエポキシ系樹脂を用いる。エポキシ系樹脂は収縮率が低く硬化後も非常に強力な接着力を発揮するため多用されるのであるが、状況に応じて、例えばポリエステル系樹脂などを用いることも可能である。エポキシ系樹脂にもさまざまな種類があり、硬化時間も5分から24時間と幅広い。小型の石器などの接合には硬化時間の短いものを用い、ある程度時間をかけて処理する資料には長いものを用いるなどの使い分けもできる。大型の石材どうしを接着する場合には、エポキシ樹脂を用いても、とついで持ちこたえられないため、金属を芯にしてブリッジをすればよい。

劣化し脆弱化した石材を強化する方法としては、合成樹脂を用いた含浸処理を行うが前述したとおり状況、石材の違いによる浸透性の差などを充分考慮したうえで実施する必要がある。含浸処理に用いる樹脂には、エチル

石造文化財の保存修復



銘 文		
右側面	正面	左側面
(此みち) かわら 渡シ場道 源藏 直右衛門 長五郎 与右衛門 惣右衛門 (不明)	青面金剛 (三猿) 此方 江戸道	文政八 酉十月吉日 (此方下かま田新川道)

第2図 計測値と銘文

シリケート系のバインダーAC-1・HAS-1・SS-101・バインダー18(共に日本コルコート社)等を用いるが、浸透性・固定強化力・耐久性から変形エチルシリケート系バインダーSS-101が最も適している。特に、石に対する浸透性に優れており、石材の深部まで行きわたるため、より強固に含浸することができる。SS-101は、加水分解物のトルエン溶液で、触媒を7~8%加えると約

24時間で無水珪酸となり、これが石の粒子と結びついて脆弱になった石材を強化するといった原理である。西浦忠輝氏は、さまざまな樹脂を用いて防水効果・劣化石の固定等を詳細にわたり実験されており、その実験結果からもSS-101が含浸強化剤として優れている点を強調されている。

5. 修復処理の実際

処理前の状態（写真1）

高さ120cm程度で、塔身は雲と「背面金剛」と彫刻された駒形を呈する上部と「此方江戸道」「かわら渡シ場道」の銘文と講中の連名の刻まれた下部・台石の三部分に分かれた組み合わせ式である。石質は上・下台石ともに凝灰岩質で、比較的軟質であるため各所に大きなクラックや剝離が観察され、特に側縁は脆く、指先で軽く触れるだけで剝落してしまう箇所も認められた。「かわら渡シ場道」の銘文の刻まれた右側面は、縦29cm、横13cmと大きく剝離し、剝離した部分と本体とは接合が不可能な程、不整合を呈していた。石材が軟質であるため剝離面がうろこ状に次々とくずれ落ち、このような不整合を生じる結果となった。また、塔身背部は凹状に大きく剝落し特に劣化の進んだ状態であり、このまま放置すれば塔身全体を崩壊させる程に進行したものであった。

このように、現状からすれば劣化は一段と進み崩壊の一途をたどるのみであるため緊急に保存処理及び修復を実施する必要があるとみなし、その方法に関して検討することとなった。現地において樹脂塗布含浸等の簡易な方法では劣化をくい止めることは不可能であると判断し、作業室内へと移動、保存修復処理を実施した。以下、処理過程を順を追って解説することとする。

保存修復処理過程

(1) 塔の解体・運搬（写真2）

塔の解体に際しては、脆弱な部位を見極め、十分に梱包したうえで作業に入る。人力で持ち上らないようなものは、チェーンブロック等を使用するが、梱包が充分でないとチェーンが触れて傷がつくなど、注意が必要である。

(2) 劣化進度の調査

石材表面の状態、すなわち剝落部位、クラックの有無、補填を要する部位などを入念に観察、カルテに記入し、修復作業計画資料と

する。

(3) 剝離部分の樹脂含浸強化とレプリカ製作

塔身下部の右側面に刻まれた「かわら渡シ場道」の銘文と講中の連名部分は、前述したとおり本体に正確に接合できないことと、非常に薄く脆い状態を呈しているためレプリカによる補填を実施することにした。剝離部分は、脆弱であるばかりでなく重要な銘文が刻まれており、強行に接合してしまった場合崩壊する恐れすら考えられる。また、資料価値の観点からすれば、現状のまま樹脂含浸を実施し保存することが望ましいと判断し、レプリカによる復元を試みた。

剝離部分は厚さ5mmと非常に薄く、少し力を加えれば壊れてしまうほどの強度であるため慎重に作業を行う必要があった。型取りを実施する前に樹脂含浸を行い全体を強化した。（バインダーSS-101使用）石材の性質上（軟質・多孔質）含浸は比較的容易で、刷毛による塗布だけで十分に薬品を浸透させることができた。約24時間後硬化が完了（写真3-(4)右）後、レプリカの製作に入る。硬化した資料に剝離剤（今回は、高濃度の中性石鹼水を使用）を塗布し、シリコンゴム（KE-12信越シリコン㈱）を入念に塗り込み雌型を製作する。（写真3-(1)）シリコンゴムは通常約2時間程度で硬化するが、より硬化を早めたい場合は、硬化促進剤を使用すればよい。硬化したシリコンゴムの上に型もたせとして樹脂（New Fighter 5 No.28、米国Speedy tool社）をかけ（写真3-(2)）型もたせが硬化すれば雌型は完成する。完成した雌型にレプリカの素材である充填材を入れ硬化させれば、型抜きは完了する。充填材として質感の近似した耐火コンクリートに砂・岩料を若干混入し、色調をととのえた。（写真3-(4)、左：実物右：レプリカ）

(4) 塔身部分の樹脂含浸と修復

解体した2点の塔身部分を室内の簡易プールにおいて樹脂含浸を実施した。（写真4）樹

石造文化財の保存修復



1



2



3



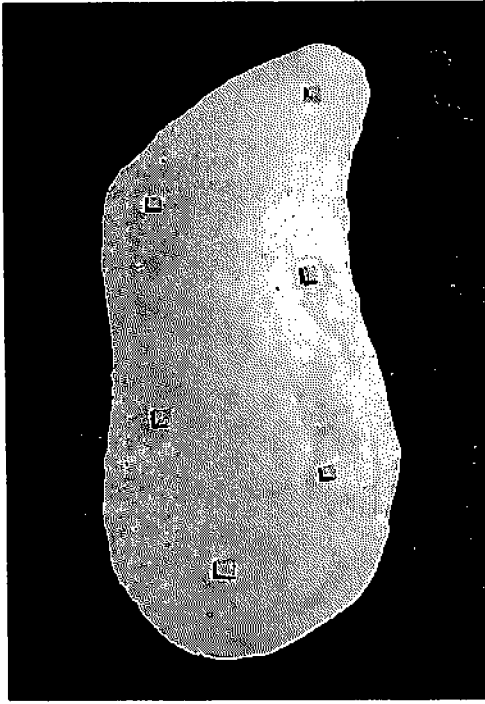
4

写真1 修復前の状態



写真2 塔の解体運搬

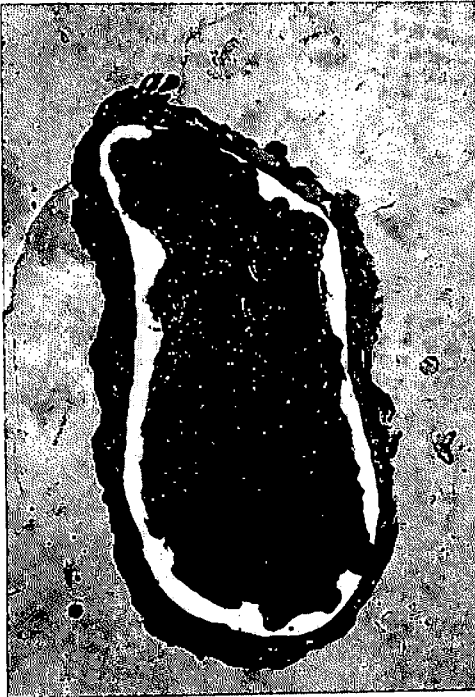
石造文化財の保存修復



(1)



(2)



(3)



(4)

写真3 (1). シリコンによる型取り
(2). 型もたせをかけた状態
(3). 耐火コンクリートによる型への充填
(4). 左:実物 右:レプリカ

石造文化財の保存修復



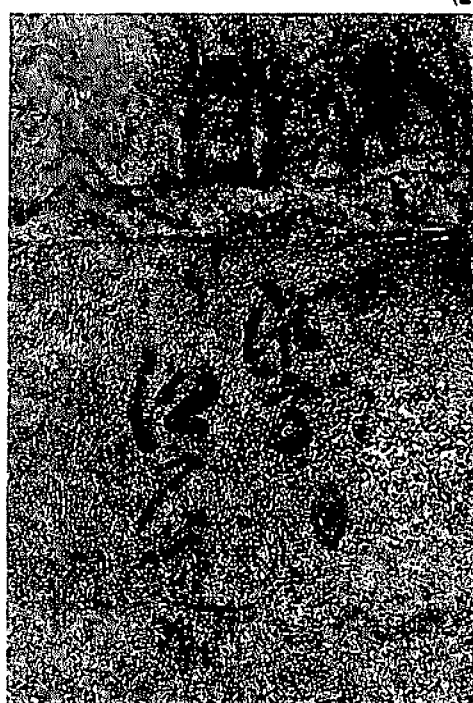
(1)



(2)



(4)



(3)

写真4 塔身部分の樹脂含浸と欠損部分の修復



(1)



(2)



(3)

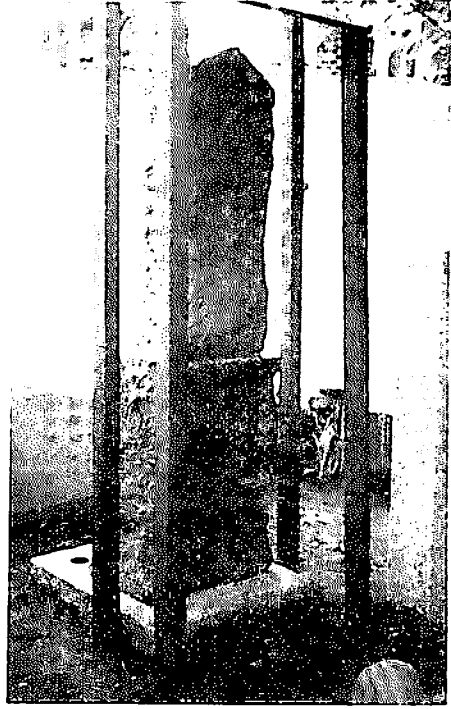


(4)

写真5 塔身とレプリカの接合



(1)



(2)



(3)



(4)

写真6 修復後約1年を過ぎた現状

新たな劣化は認められず色調も元にもどっている。

石造文化財の保存修復

脂は、剝離部分の強化に用いたと同じく変性エチルシリケート系バインダーSS101を用いた。石材は前述のとおり吸水性が良いため比較的容易に含浸することができた。SS101は硬化後の強度・耐久性に関して他の樹脂に比較にならない程、優れたものであるが、硬化後、色調がやや暗色化する傾向が指摘されている。今回の含浸処理過程においてもこの傾向が認められ処理直後には全体に暗色化した¹⁴³が、処理後約1年を経た現時点では処理前の色調にもどっていることから、暗色化に関してはそれ程問題はないように思われる。

塔身部の含浸終了後、表面の各所におられた剝離寸前、あるいは欠損部分をポリエステル系樹脂 (New Fighter 5 No.28) を用い修復を実施した。(写真4-(4)) New Fighter 5 No.28は商品名であって本来自動車の板金用の¹⁴³ショックパテとして用いられる樹脂である。従来、石材の接着・補填にはエポキシ系樹脂を用いるが、今回使用したNew Fighter 5 No.28に関しては、これまでの実験結果から石造文化財の修復用樹脂として十分な強度、耐久性を持っているといえる。欠損部分の補填終了後、細部の調整及び着色を実施し、(写真4-(4))着色は、アクリル系のリキテックスを用いた。リキテックスは、水溶性であるが乾燥後は水に溶けることなく定着するので取り扱いも簡単である。

(5) 塔身本体とレプリカの接着

剝離した部分のレプリカを塔身本体へ接着する。接着には、New Fighter 5 No.28を使用し、(写真5-(1)、(3))接着終了後、本体の石材と違和感のない色調にするため細部を着色した。(写真5-(2))修復終了後、塔身本体とレプリカ部分は全く区別できない様に仕上がった。(写真5-(4))

(6) 現状

以上の過程をへて庚申塔石造道標の修復保存処理を完了したが、処理後すぐには屋外へ設置せず、約1ヶ月間にわたり強度・色調等

に変化が生じないかどうかを再確認した後、屋外へ設置した。屋外への設置は劣化要因の水分・直射日光をできるだけ遮断することが望ましいと考え、簡易な覆屋を設けた。(写真6-(2))

約1年を過ぎた現状は、色調に関しては前述したとおり元にもどっており、強度・耐久性等、詳細について観察しても新たな剝離・クラック等は認められず、非常に落ちついた状況である。

6. まとめ

石造文化財の保存と修復について若干の問題点の整理と保存修復技術の一例を具体的に提示したが、石造文化財の保存処理に関する文化財関係者レベルでの認識不足と、技術的にも標準化され完成された方法といったものがないため全国的にみれば、かなりの数の石造文化財が崩壊の危機にあるといっても過言ではなからう。指定物件の立派な石仏や石塔のみならず、地方史を理解するうえで重要な役割を果すべき田の畔・道端に取り残された石碑や石仏が、知らぬ間に煙滅してしまうことのないように心掛けたいものである。

修復に関しては、使用する樹脂・薬品の吟味、方法等を十分に検討したうえで、状況に見合った処置を成し、修復後も定期的に現状を把握してゆくことが、文化財保護の立場にある者の義務であろう。

註

- (1) 樋口清治 「石造文化財の保存と修理」 『月刊文化財』 1977
- (2) 西浦忠輝 「石造文化財の修復処理に関する研究(1)」 —樹脂強化処理の耐久性 『保存科学』 1977
- (3) 青木 豊 『博物館技術学』 1985
* 國學院大學考古学資料館学芸員・國學院大學講師
** 江戸川区郷土資料室学芸員
*** 國學院大學考古学資料館学芸員

博物館における死者の展示

Exhibition of the dead

金山喜昭

Yoshiaki Kanayama

はじめに

歴史系博物館の中には先史遺跡から出土した人骨を展示している(写真1)。小学生たちの遠足見学に、そのコーナーはかならずといってよいほど人だかりができ、好奇の眼差が注がれている。私も同じような思い出を持っている。ガラス製のケース中に横たわった縄文時代の人骨を初めて見て、気味悪かったが、反面好奇心をそそられた。しかし子供心にもなんだか見てはいけないものを見てしまったという、後味の悪い思いをしたように記憶している。

博物館を訪れる人達は、このような死者の展示についてどのような感想をもっているのかを知りたいと思い、最近船橋市郷土資料館の御好意によって同館の市内宮本台貝塚から出土した伸展葬の人骨(実物)(写真2)、集団葬の人骨(レプリカ)(写真3)についてアンケート調査を実施した。有効データ137人分を職業別に別けてみると第1図ようになる。但しアンケートの回答は選択式としたので、一人で複数の回答をする場合もあるために、回答数は人数を上回っている。

それによると、小中学生、主婦は「勉強になる」が最も多く、次に「かわいそう」「もう一度見たい」という解答が続く。小学生では「怖い」「気持ち悪い」という印象も無視することはできない。一方、大学生、教員は「勉強になる」が飛び離れて多く、その他の解答はあまり得られなかった。

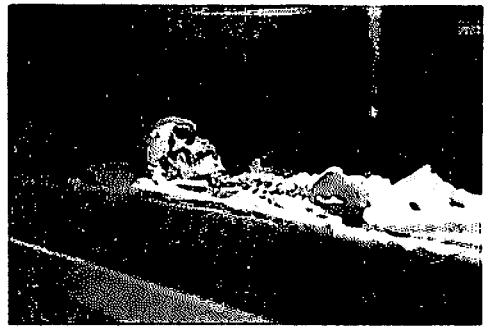


写真1 博物館における人骨の展示

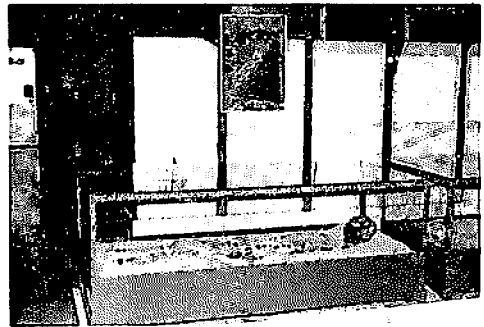


写真2 宮本台貝塚の伸展葬人骨(船橋市郷土資料館)

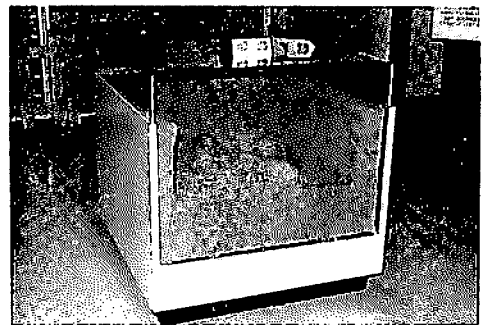


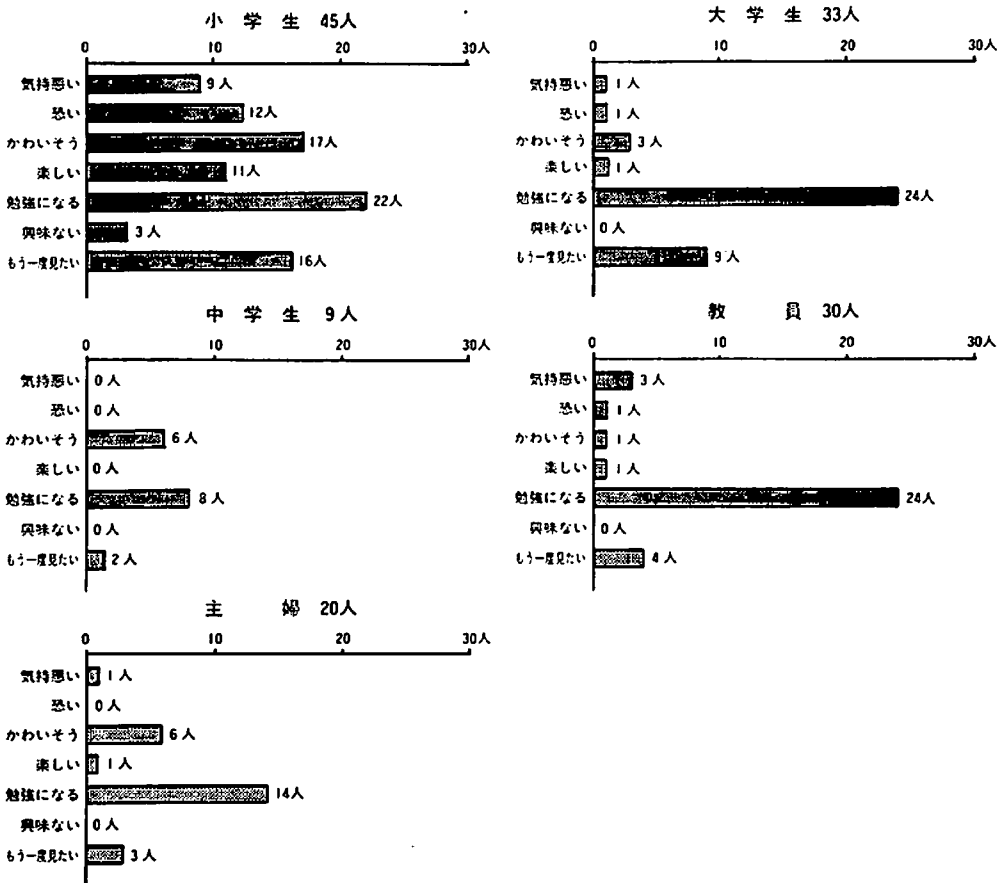
写真3 宮本台貝塚の集団葬人骨(船橋市郷土資料館)

博物館における死者の展示

いずれにしても「勉強になる」という解答が最も多かったことは、博物館サイドの意図として縄文時代の埋葬法を理解してもらおうとする期待にある程度応えたものといえるだろう。しかし小中学生に目立った「かわいそう」という解答は死者に哀れみを感じたものとして異質な印象である。「私も死んだらこんなふうになるなんてやだなあと思った」という女子小学生（11才）、「惨たらしい」という男子中学生（12才）、「骨が粉々になっているのでかわいそうだと思った」という男子中学生（12才）、「息子たち3才、1才はなんまいと手を合わせていました」という主婦（29才）のように感想を記入してくれた観覧者もいた。同じような感想は、私も他館を調査した

際に見聞したことがあるし、他館の職員からもよく耳にした。また、「もう一度見たい」という解答は「かわいそう」と感じる気持ちと矛盾するようであるが、俗に言う怖いもの見たさに通じるものと受け止めることもできるだろう。

博物館サイドは死者の展示を教育的な意図のもとに行っているのに、観覧者サイドの方は死者に対する哀惜の情や物見高い気持ちも同時にもっていることが分かる。こうした感情は必ずしも死者の展示に限ったことではないだろうが、特に死者は他の資料よりもそうした傾向が強いように思われる。またそれは私達と同じ人間であるという点で、特異な性質をもっている。本稿では、観覧者のこうし



第1図 縄文人骨の展示に対する観覧者の受けとめ方

博物館における死者の展示

た反応を手掛かりにして、今までに触れられることのなかった死者をめぐる博物館の展示についての実情を通じて、若干の私見を述べてみたい。

1. 死者の展示状況

最初に、死者を展示している博物館の状況を把握するために、南関東の主に歴史系博物館を対象にして調べてみた。その結果、東京都26館中7館、神奈川県10館中1館、埼玉県15館中2館、千葉県18館中9館にのぼることが分かった。この中の7割から8割は所在地の先史遺跡から出土した人骨を展示している。特に千葉県は全国的に貝塚の最も多い地域という土地柄を反映して、ほとんどがそこから出土した縄文時代の埋葬人骨である。また千葉や神奈川県には古墳の埋葬人骨もみられる。都内の国立博物館では海外から寄贈を受けたミイラや、また大学付属博物館などでは他の地域で調査したり採集したものもある。死者の展示例は必ずしも一般に多いとはいえないが、博物館で収集する機会が増せば件数も増えるとみてよい。

死者はどのような展示目的に利用しているのかというと、主にその時代や地域における埋葬法や当時の人間の理解をはかるためである。国立科学博物館のメキシコの成人女性や子供のミイラ、東京国立博物館のエジプトの第25王朝頃のプシャレプターのミイラをはじめとする他の博物館の人骨は、そうした展示によっている。

また、そればかりではなく人類学上の各視野からもいろいろな目的を含んでいる。国立科学博物館や東京大学総合研究資料館などでは、骨格標本の形質的な変遷によって、人類の進化の段階を説明している。国立科学博物館で昭和63年の夏に開催された、特別展「日本人の起源展」では、わが国の更新世の化石人骨として著名な沖縄から出土した港川人の全身骨格、山下町洞人の大腿骨や脛骨などが

展示されていた。これは日本人の祖先の体型の理解を図っているようであった。また縄文時代の風習であった抜歯をとどめる頭骨が国立歴史民俗博物館(伊川津貝塚)、福島県立博物館(三貫地貝塚)、浜松市立博物館(保見貝塚、蜷塚貝塚)などに展示されている。更に、当時の生活環境が身体に及ぼした影響も無視することは出来ない。例えば市川考古博物館では、虫歯の痕跡を持つ下顎、摩耗の進んだ歯を残す上顎が展示されている。これは縄

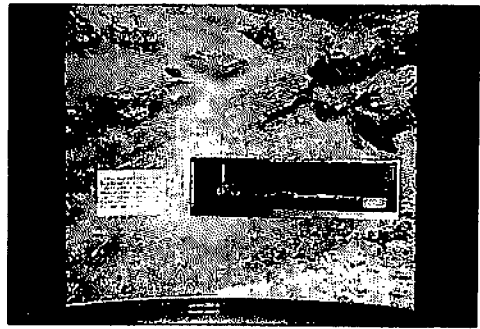


写真4 人骨と出土状況の写真(市川考古博物館)

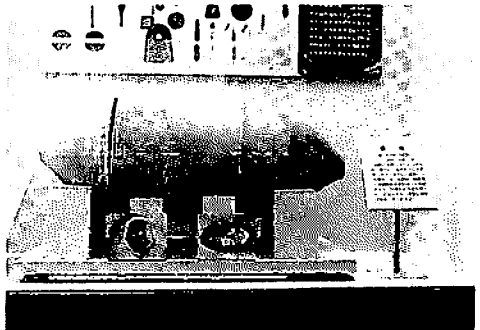


写真5 甕棺とその内部の写真(市川考古博物館)

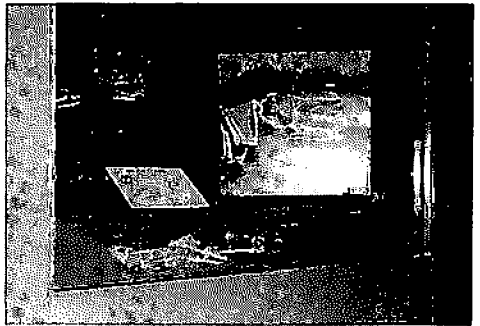


写真6 人骨と出土状況の写真(埼玉県立博物館)

博物館における死者の展示

文人が粘質を含む食物をよく食べていたことや、堅い食物を食べたり歯を道具に使用していたことを示している。

人骨は、実物やレプリカによるが、南関東の大部分の博物館は実物である。僅かにレプリカを用いている場合もあるが、それは実物が他の博物館や研究施設に保管されているせいで、実物の代用としての色彩が強いようである。

また、写真を展示している光景もしばしば見受けられる。これは、その出土状態の様子を撮影したものが圧倒的に多い。写真4の市川考古博物館には、姥山貝塚M地点の埋蔵人骨群の写真パネルが貼られている。また同館には福岡県西新町遺跡から出土した弥生時代の甕棺の前に、その内部に納められていた遺体の出土状態の写真もおかれている(写真5)。埼玉県立博物館に展示されている根郷貝塚の人骨の脇にも、その出土状態の写真パネルがおかれている(写真6)。このようにして写真は展示した人骨の出土の様子を伝える補助手段として用いられ、観覧者にとっては埋葬状態の理解を助けるものである。

展示法は博物館によって様とはいえない。展示ケースは壁面に嵌め込み一方向から見る型式と、全面をガラスやアクリルばりにした立体ケースで上面や周囲からみる型式のように、大きく2つに分けられる。例えば、市川考古博物館(曾谷貝塚)(写真4)、埼玉県立博物館(根郷貝塚)(写真7)などは前者にあたり、船橋市郷土資料館(宮本台貝塚)(写真2・3)、松戸市文化ホール(貝の花貝塚)(写真8)などは後者にあたる。またケースにいれずに出土状況を復元した展示として、国立歴史民俗博物館(姥山貝塚)(写真9)、福島県立博物館(三貫地貝塚)などがある。いずれもレプリカにもかかわらず、臨場感に富んでいるので、観覧者はしばしば実物と錯覚するほどである。

これらは、先史時代のように過去の人間の

埋葬法を説明するために活用し、系統的な動線にそった形で展開している例が多い。特に人目を引くような展示上の演出はあまりなされていない。しかし、博物館によっては展示全体の流れを考慮せず、目立つ場所に配置することを優先させ、過度の照明をあて、あえて人目を引きつけようとしているところもある。また、展示室に入ると、直ぐに人骨が視界に飛び込んでくるような「イメージ展示」

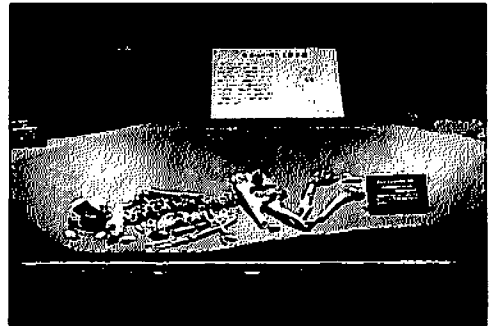


写真7 根郷貝塚の人骨(埼玉県立博物館)

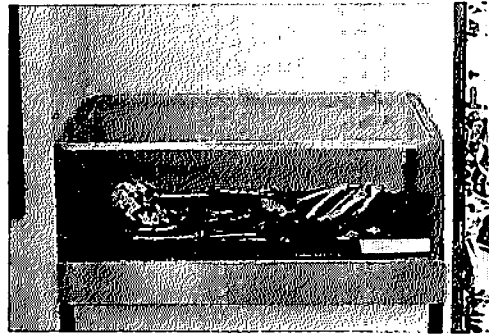


写真8 貝の花貝塚の人骨(松戸市文化ホール)

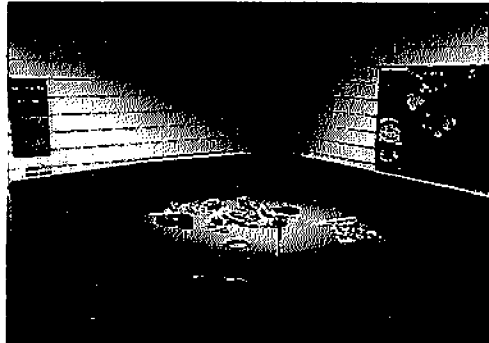


写真9 姥山貝塚のレプリカ人骨(国立歴史民俗博物館提供)

博物館における死者の展示

をみかけることもある。

2. 死者の展示をめぐるトラブル

このように死者は各地の博物館で展示資料として扱われているが、例外のあることを忘れてはならない。北海道ではアイヌをめぐる民族問題を背景にして、その人骨を博物館で展示することは許されていないからである。アイヌの人々の抗議に合い、北海道大学に所蔵していた人骨は再埋葬され、毎年慰霊祭が行われていることは関係者の間で知られている。

また、近年ではこうしたある特定民族の人骨を調査・研究したり、博物館に展示したりすることに対して、研究者からの意見をしばしば耳にする。オーストラリアではアボリジニの集会を通じて、彼等の先祖の人骨を調査・研究活動から保護しようとする気運が高まりをみせ、博物館の人骨標本コレクションや、その展示にも影響が及び、現在アボリジニの人骨は国内のどのような公共施設にもみられないといわれている (WEBB, 1987)。オーストラリアのWEBBは、彼等が主張するように人骨標本を再埋葬することは破壊につながり、不賛成を表明しているものの、彼等との接触を重ねて行くに連れて、抗議する考え方や感情に同情を示し、次のような意見を述べている (WEBB, 1987)。「白人たちはアボリジニと違い、自らの先祖に対する感受性が乏しい。私達は同じように他の民族を取り扱ってはならない。」「最も重要なことは、死者の研究についての文化的な態度における受けとり方の違いを理解することである。」すなわち自民族の価値観で他民族を推し量ろうとするやり方は傲慢であり、民族ごとの文化や歴史などの知識の上に立ち、死者の取り扱いを考えてゆかなければならず、人類学者は人骨を単なる研究用の標本と見なしてはならないと言うことである。これはアメリカインディアンの場合にもあてはまり、WILLEYらはイ

ンディアン感情を無視して発掘や博物館の展示などを勧めて行くことは出来ない、と述べている (WILLEY, et, 1974) し、おなじようなことはZIMMERMANによっても指摘されている (ZIMMERMAN, 1987)。

3. 日常生活と死者

北海道を除いたわが国の博物館にはこの様なトラブルはなく、南関東のような実情はその他の地方でも同様である。とはいえ、私達は日常生活の中において、死者とどのような付き合い方をしたり、死者にどのようなイメージをもっているのかということ、博物館の死者の展示を考える上で触れておいたほうがよいだろう。ただこの問題は学問上の重要な課題であり、研究成果も豊富なことと思われるが、最近、藤井正雄氏が著した『骨のフォークロア』(藤井、1988)に興味深い見解が示されているのでここに紹介する。

それによると、わが国では遺体は日に当てることを避けて骨壺に納めて埋葬するように、本来非公開なものなので、他人の墓を暴き、屍体や頭蓋を掘り出し、他の目的のために利用することは、その先祖の霊の冒とくであり、陰惨な感じを与え社会的事件となることを指摘している。また火葬にあたり焼骨が生前の骨格の原型をいかに止どめるかに腐心するといわれ、このことは火葬の前提として遺骨崇拝がある表れであるということである。よく死者の往生を占う上で、火葬後に喉仏の形が止どめられているかに腐心することがあるので、思いあたる方は多いだろう。

一方、西洋キリスト教圏では聖遺物崇拝の高まりとともに、ローマのカタコンベでは、17～19世紀中葉までキリスト教古代の殉教者の遺骨の発掘が相次いだといわれ、今日でも遺体は宗教的に展覧され、聖者の骨は公開性をもっている。キリスト教における聖人や殉教者の聖遺物の崇拝は、仏教の舍利・遺骨崇拝とは異なり公開性をもっており、聖人の聖

博物館における死者の展示

遺物は奇跡を生む力を秘めていると信じられ、その盗難が相次いで起こったという。こうした諸点から、藤井氏は骨に対する西洋人の感覚は日本人とは対照的に淡白になっていたのではないかと推測する。

私達の身の回りでは、生前において自らの埋葬地を遺言しておくことがある。あるいは事前に墓地や墓石を購入して死後に備えておいたりする。近年実施した35才以上の墓地保有および非保有の男女を対象にした「お墓に関する意識調査」(昭和61年6月28～7月5日)(毎日新聞社、1987)によると、墓を「自分の死後のすみか」と答える人が多く、また主婦は家族関係の煩わしさを墓の中にまで持ち込むことを拒み、嫁ぎ先の墓に入るという意識が薄れてきている。主婦の意識は従来の伝統的な家族関係が疎遠になりつつある事を表しているのだろうが、むしろここではそのことよりも自らの骨を埋葬する場所が永遠の安住の地であり、その背景には遺骨崇拜の意識が根強いことを物語っているとみたい。

欧米の博物館における死者の展示状況については未調査なので、彼等の死者に対する感覚が博物館活動にどのような影響を及ぼしているのかは今後の研究課題としたい。

一方、わが国の場合についてみると、現実の死者の展示は日本人の日常的な感覚に照らし合わせてやや異質な現象のように思われる。もし、自分や家族、あるいは先祖の遺体が博物館に展示されるとしたらどうだろうか。おそらくそんなことはとうてい想像できないことだろう。とんでもないといって断固として拒否するのが普通だろう。試みに私の知人や友人に聴いてみたところ、承諾するのは1人もいなかった。本人や家族と血縁的につながりが分からない過去の人々のことでも、前に述べた死者展示のアンケート調査でも分かるように、小中学生や主婦が目立った「かわいそう」というように哀惜の情として現れる点は注意しておくべきである。



写真10 縄文人体復元模型とレプリカ人骨
(国立歴史民俗博物館提供)

博物館における死者の展示は、収集する機会があれば展示することが慣例になっているが、この様な日常生活感覚からみると、博物館サイドとしては死者を少しばかり無頓着に取り扱ってきたとはいえないだろうか。

この点からいって、最近国立歴史民俗博物館では興味深い展示を作成したので若干紹介したい。写真10は縄文時代の男女の身体的な形質を解説した展示風景である。背後に岩手県貝島貝塚から出土した全身骨格のレプリカを配し、それぞれの骨格に人類学者が肉づけ復元をした人体像を前面にレイアウトしたものである。同館考古研究部の春成秀爾氏によると、人骨は日本人の歴史の理解をはかるためには有効な展示資料だが、人骨だけを展示しては観覧者に違和感を与えることになるので、人骨はあえて背後にもっていき、肉づけ復元したものを前面にもってくることによって縄文人像のアピールをはかったという。またその前には多数の複製土偶を展示し、人骨のもつ違和感との調和がはかられている。従来の縄文人の身体形質の理解をはかる展示は、骨格標本の展示が主体であったが、この展示は縄文人の体つきや顔つきなどの特徴がよく理解でき好評のようである。

4. 死者の権利

博物館に展示する死者は、先史遺跡の発掘調査によって出土したものが普通である。博

博物館における死者の展示

博物館にくる前には考古学者の手を経て、更に人類学者による専門研究を通じて、博物館における教育普及活動の資料として扱われることになる。

死者を発掘調査の対象にする考古学は、博物館よりも遙かに多くの死者を対象にしているが、考古学者は死者に対してどのような対応をしているのだろうか。考古学の概説書、報告書、論文などによると、墳墓のタイプ、葬法、葬送儀礼、人骨の形質や古病理などのような項目を取り上げており、中には共同墓地の埋葬法、副葬品、被葬者の性別などの分析を通じて親族関係や階層性の歴史を究明しようとする方向性も打ち出されている。考古学という学問にとって埋葬遺跡の調査が重要なことはいままでのないが、死者に対する倫理的な議論がほとんど見られないのは残念なことである。

昭和7年(1932)、後藤守一は『墳墓の変遷』という著書のなかで考古学者の死者の取り扱いについて興味深い発言をしている。「考古学の研究者に骨董趣味はつきまとい易い。で遺物にこそ興味を引かれ易いが、人骨でも発掘されると、気味悪さも伴い、これを破壊こそすれ、何等の研究をも試みずに遺棄し去ったとすれば、これは先史時代人の永遠の安き眠りを驚かすの罪人といはねばならぬ」と述べているが、その後こうした議論が話題に登場することはほとんどなかった。

これに対して、WHEELERは死者の発掘に対する1973年のテレビインタビューの中で、発掘が死者を破壊する行為と思うのは単にセンチメンタルな伝統で、そのことにより歴史を究明できる意義の高いことを評価しながら、彼は将来自分の遺体が発掘のために仮に10回掘り出されたとしても誰も恨むようなことはしない、と述べている(BAHN, 1984)。わが国でも同じような意見を聞いたことがある。

生きている人間には社会の一員として人間

らしい生き方を全うする生存権というものがある。しかし死んだ人間には死後のすみかといえる墓や、遺体が破壊されずに永遠に維持され続ける保障があるとはかぎらない。大方は墓を維持管理する親族などが途絶えたりしてしまえば、いつ破壊されるかもしれない。しかし死者も人間であり、彼等の墓や遺体を現状のまま維持することは死者の権利を保障することにつながるだろう。死者は生前、私達と同じように社会の一員であった人々である。死亡にあたり、本人を取り巻く社会は葬送儀礼を挙行し、別れを惜しみ、本人は現代の人々と同じように墓地を安住の地として考えていたことだろう。しかし数百年から数千年もの長い期間にわたり眠り続けてきた死者は、現代の考古学者によって突然掘り出され研究資料にされる場合がある。死者にとっては不本意なことではないだろうか。死者の権利という観点に照らし合わせてみれば、発掘調査はその権利を侵害した行為といえるだろう。死者に対する対応にはいろいろな見方があるだろうが、私はイギリスの哲学者BAHNの主張するように、考古学者は道徳や哲学上から死者に注意を払い、その権利を認識すべきだと思う。

博物館では人骨などを死者として認識し、特に他の資料と区別をして取り扱いに配慮しているようなことはいままでにあまり聞いたことがない。ほとんどの人骨の展示は出土状態に復元し、解説文には遺跡名や時代と共に、死者の性別、年齢、身長などの形質的な特徴が説明された規格的なもので、死者に対する敬意や権利を尊重する姿勢は何も感じることができない。実際、今回の博物館の調査の際にもいずれの館でも人骨を死者として認め、その権利を尊重するような見解をうかがうことはなかった。

人骨は展示ケースの中に入れられ、照明が当てられ、展示資料として展示室におかれている。彼等はケース越しに観覧者に見られた

博物館における死者の展示

り、夏休みの宿題にメモをとられたり、あるいは気味悪がられたり、こわがられたりもする。写真をとられて雑誌のグラビアに載り、人集めの材料にされることすらある。私が子供の頃に訪れた都内の博物館では今日でも当時と同じ状態の展示をしているから、少なくとも20年以上は展示ケースに入ったままということになる。彼等は元の埋葬地に再埋葬されることもなく、仮にそうしようとしても道路や建造物などがいたるところに占領し、彼等の安住の地はもはやなくなってしまっているのである。

5. 結論

幕末の万延元年(1860)に日米修好通商条約批准のためにアメリカに派遣された親見豊前守正興らの一行のうち、副使村垣淡路守範正はSmithsonian Institutionに訪れ、そこに展示されていたミイラを見て「遺米使日記」(1928)の中に次のような情景や感想を記している。「硝子を覆いたる中に人骸の乾物三つ有千年を経しものといふ野晒の如きものにはなし肉皮とも乾きて全骸立たり男女といへに見わけかたし天地間の万物を究理する故斯の如きに至るといへど鳥獸虫魚とひとしく人骸を并て置は言語に絶たり額に汗する」という古語に反復せり則夷狄の名はのかれぬ成るべし」(傍線は筆者による)このように村垣は死者の展示に対して驚きと共に憤りの感情を表している。今日、こうした感想はほとんど聞いたことがない。当時の日本人一般が有する感性であったかどうかは分からないとしても、もしそうとすればその後の西洋文化の流入によって日本人の感性は変わってしまったのだろうか。

そもそも博物館の誕生は個人の家庭内に美術品や珍奇な自然物を展示するようなことから始まり、それが次第に発展分化していき、今日のような博物館、動植物園、水族館などになったといわれる。ヨーロッパ中世の頃に、

教会は民衆を引きつけるために、珍奇なものを盛んに収集し展示し、それらの中には駝鳥の卵や巨人の遺骸といって巨象や鯨骨があり、民衆を驚嘆させたともいわれる(棚橋、1953)。

今日の博物館は、博物館法に規定されている通り、「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学などに関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関…」という一種の教育機関である。しかし博物館の一部には、珍奇なものを集めて公開するという考え方はまだ根強く存在している(下津谷、1960)。本稿で取り上げた課題はそのよい事例といえる。博物館によっては展示の動線を無視し、人目につくような場所におき、まるで見世物として扱っている様子をみかけることもあるが、死者を展示するにあたっては死者に対する配慮や展示上の工夫が問題となってくる。

死者に対する配慮としては冒頭のアンケート調査でもみたように観覧者に哀惜の情を抱かせたり、グロテスクさを感じさせないようにした方がよい。また死者にも人間としての権利を認め、私達の先祖として尊重することが望まれる。

展示上の工夫としては、様々あるだろうが、



写真11 復元模型による縄文人と中国新石器時代人との比較(国立歴史民俗博物館提供)

博物館における死者の展示

まず実物をレプリカに交換することがあげられる。レプリカでも精巧なものになると実物と識別がつかないが、実物を保護したり、観覧者が抱く違和感を少しでも減らすことに役立つ。また写真11のように骨格を肉づけした復元像を活用することもできる。ただ頭骨を並べただけでは、専門家でなければ、比較をして理解することは無理であるが、これならば一般の人々は親近感をもちよく理解することができる。そもそも博物館では死体を見ることが目的ではなく、歴史上の人間の理解をはかることが大切なのであり、ミイラや人骨の実物を展示するよりもレプリカにしたり復元像にしたほうが博物館活動における資料的価値はより高いものとなる。

博物館の展示とは、並べること自体に目的や思想をもたせて、そこに並べられている資料が観覧者を説得させるものである(加藤、1977)。死者の展示にはそれ自体に観覧者の注意が集中し、他の資料に比べて特異な感想をもつことがあり、博物館サイドが期待する目的や意図が十分達成されにくい。ここで述べた展示上の工夫は、そのほんの一例にしか過ぎないが、今後ともこの様な話題に対する議論を通してより効果的な展示法が考案されることを期待したい。

なお、本稿を草するにあたり、岩崎友吉、下津谷達男、加藤有次(國學院大學)、田中 琢(奈良国立文化財研究所)、三輪嘉六(文化庁)、佐藤武雄(船橋市郷土資料館)、春成秀爾(国立歴史民俗博物館)、岡村道雄(文化庁)、松浦秀治(御茶の水女子大学)、田中英司(埼玉県立博物館)、和田英昭(網走市立郷土博物館)、原田昌幸(文化庁)の諸先生、諸氏には御助言、御協力をいただいた。また船橋市郷土資料館にはアンケート調査などでお世話いただき、国立歴史民俗博物館からは写真を提供していただき、埼玉県立博物館、市川考古博物館、松戸市文化ホールには写真撮影や

掲載の許可をいただいた。以上の諸先生、諸氏、諸機関に厚く感謝申し上げます。

引用・参考文献

- WEBB, S. (1987)
Reburying Austrarian skeletons, ANTIQUITY Vol. 61, No.232.
- WILLEY, G. R. & SABLOFF, J. A. (1974)
A History of American Archaeology, Thames & Hudson, London.
- ZIMMERMAN, L. J. (1987)
Webb on reburial: a North American perspective, ANTIQUITY Vol.61, No.233.
- 藤井正雄 (1988) 「骨のフォークロア」 弘文堂
- 毎日新聞社 (1987) お墓に関する意識調査 「お墓大百科」 毎日グラフ別冊
- 後藤守一 (1932) 「墳墓の変遷」 雄山閣
- BAHN, P. (1984)
Do Not Disturb? Archaeology and the Rights of the Dead, Journal of Applied Philosophy, Vol.1, No.2.
- 「遣外使節日記纂輯」 第一巻 (1928)
- 棚橋源太郎 (1953) 「博物館教育」 創元社
- 下津谷達男 (1960) 博物館の壁 (4) 野田部落
- 加藤有次 (1977) 「博物館学序論」 雄山閣

野田市郷土博物館

遺跡博物館雑考

A study of site museum

高橋 浩明

Hiroaki Takahashi

はじめに

1. 遺跡博物館の定義
2. 遺跡博物館の分類

はじめに

昨今埋蔵文化財の発掘件数は、年間1万件を超えているという。とりわけ今年は藤ノ木古墳の石棺の開棺や長屋王の木簡の発見により、考古学及び古代史への関心は再び高まっているといえよう。このような考古学・古代史への関心、とりわけ考古学の発掘に対する関心の深さは、単なるブームや物見高さからだけからくるものではないように思われる。

しかしながら、こうした考古学・古代史への関心の広まりにもかかわらず、発掘の多くは遺跡の破壊が前提であり、多くの遺跡は一般に知られることなく、あるいは研究者はもとより地域住民などによる保存運動があったにもかかわらず破壊されていくのが現状である。

一方、博物館に目を転じて見ると、こうした発掘の成果によって得られた資料が展示されているわけであるが、今日では、単に出土した遺物を展示するにとどまらず、ジオラマなどによって当時の様相を復元したり、実物そっくりの遺構の模型を展示するなど展示の仕方もずいぶん変わってきたと思われる。従来、遺物という「もの」重視から、遺構そのものも博物館資料として扱われるようになったと言えよう。

当然のことながら、案内やあるいは博物館

3. 遺跡博物館の現状と課題

おわりに

の敷地内の一部に復元・移築された遺構を見ることよりも、現地そのまま存在する遺跡そのものを訪れた方がより遺跡・遺構を理解でき、多くの感銘を受けるであろうことは言うまでもない。今日各地に幸いにも残された遺跡は、先人の様々な営みの足跡として、研究・教育の一助となったり、あるいは整備されて史跡公園として人々の憩いの場所とされている。

すでに、このような遺跡の復元・修復や保存に関して現状分析やその分類を試みた論考があり、様々な問題提起がなされている。また、このような遺跡を遺跡博物館として位置付け、博物館的機能を評価するように今日なってきたと思われる。本稿は、以上のような研究をふまえた上で、今日様々な形で残された遺跡の「遺跡博物館」としての分類を試み、合わせてその博物館機能における問題を考えてみたい。

1. 遺跡博物館の定義

遺跡や古い建築物など室内に展示できないものを、あるいは現状の場所で、またはどこか可能な場所に移して屋外において一般に観覧させる博物館的施設を野外博物館と称している。

このような博物館的施設をかつて棚橋源太

郎氏は、戸外博物館と名付け、それを民俗園・考古学園・文化史戸外博物館・地学園などに分類している。本稿で取り上げるところの遺跡博物館は、棚橋氏の分類でいけば、考古学園や、文化史戸外博物館に該当することになるろう。

この遺跡博物館をどのように定義するかについて、岡田茂弘氏は、過去の人類が住居・村落・都市・城郭・墓地など、様々の施設を作って生活した土地で、今日でもその痕跡をとどめる場所(遺跡)を保存し、同時に研究・教育の資に供するために整備開発して博物館としたものとされている。岡田氏の言を待つまでもなく、こうした遺跡はその立地及びそれを取り巻く周囲の景観を含めて、その遺跡を理解し、ひいてはその地域・郷土を理解することができ得るものであり、十分に博物館的施設と位置付けることが出来ると思われる。

ところが従来指摘され続けてきているように、ICOMの博物館の定義には遺跡などが含まれると理解されるにもかかわらず、わが国の博物館法にはこの点が位置付けられていないのが現状であり、遺跡そのものを歴史博物館として考える研究はあまり進んでいないと言えよう。

だが、このICOMの定義からすると、博物館相当施設と位置付けられるのは厳密に言えば単に遺跡そのものだけではなく、それと切り離せない周囲の環境を含めた地域を有したものであることに限定されることとなる。また、岡田氏の定義に従えば、移転した遺跡や、整備開発していない遺跡も、この対象から外れることとなる。

無論、遺跡の保存といった場合、遺跡を現在ある地から切り離して他の場所に移して保存するということは言うまでもない。しかし、やむを得ない事情により、移築を余儀なくされた遺跡も多々あるし、整備開発をなされぬまま現状凍結保存された遺跡ももちろん多く

ある。

ではこれらは遺跡博物館とは言えないのであろうか。遺跡の歴史的景観といったものが重要な要件であるといえると思われるが、遺跡博物館という場合必要な要件は他に無いのだろうか。この点に関して、現在保存・修復された遺跡を分類していく中から考えてみたい。

2. 遺跡博物館の分類

ここでは、現在復元整備された遺跡を分類していく中から、遺跡博物館の要件について考えてみたい。

復元・整備された遺跡を分類した研究としては、すでに千家和比古氏⁽⁴⁾や安原啓示氏⁽⁵⁾・田中哲雄氏⁽⁶⁾などの先行研究があるが、これらは端的に言ってしまえば主として復元整備の仕方による分類であると言えよう。

ところで、我々が博物館に行く目的は博物館から様々な情報を得る、即ち学芸員の調査・研究の手を経て博物館資料となった「もの」から情報を得ることにあると思われる。これを遺跡博物館に当てはめると、発掘・調査・研究を経ることによって、その遺跡の学術的な評価を定め、その成果をもとに復元整備がなされるということになる。

また、それらを展示して研究の成果を一般に還元する場合、沈黙資料である「もの」を理解する手助けとなるように解説などの配慮も必要となる。室内展示においては、時としてうんざりするほど長い説明文があることがあるが、屋外の展示である遺跡博物館の場合でも教育的効果をよりあげるためにはある程度の補助的な設備は必要であろう。

そこで、本稿で考えてみたいのは、これらの遺跡を博物館施設としてとらえた場合、(1)遺跡あるいは遺構を博物館資料として考える(どの様な情報を提供できるか)、(2)博物館施設としての遺跡にどの程度の補助的施設(遺跡・遺構を理解する上で)が備わっているか

の2点を軸に分類を試みてみたい。

(1)について

博物館資料を加藤有次氏は、i) 直接資料(実物そのものを情報媒体とする「もの」)=第一次資料と、ii) 間接資料(実物の記録を情報媒体とする「もの」・第二次標本)=第二次資料の二つに分類しているが、これを参考にして遺跡・遺構に当てはめると以下のよう¹⁷⁾に分類されよう。

i. 直接資料

①発掘をせず現状のまま凍結保存したもの

②発掘したままの状態¹⁷⁾で露出展示したもの

ii. 間接資料

①発掘調査の後埋め戻し、発掘する以前の¹⁷⁾状態にして保存展示したもの

②遺構の上部構造を復元したもの

ア. 建物などを原位置もしくはほかの位置に参考程度に推定復元したもの

イ. 古墳などを可能なかぎり築造時に近い形に復元したもの

③遺構の範囲・高さを立体的にあるいは平面的に表示したもの

ア. 礎石や柱などを型取りしたプラスチックの模型で実物大に表示したもの

イ. 区画の広さや遺構の位置を植栽・盛り土・ブロックなどで表示したもの

④移築復元¹⁸⁾

ア. 発掘された遺構を遺跡の原位置に近い自然環境の場所に移築したもの

イ. 発掘された遺構を遺跡の原位置と全く異なる自然環境の場所に移築したもの

以上の分類は、遺構の一つ一つに対しての分類であるが、情報という点でいちばん重要と思われる周囲の自然環境との関連で遺跡を全体として分類してみるとさらに、

①遺跡全体をそのまま保存展示

ア. 遺跡群として保存 (ex.古墳群)

イ. 独立して存在する遺跡の保存

②遺跡の部分のみを保存展示

ア. 遺跡群の一部を保存

イ. 一つの遺跡の一部の範囲のみの保存といった点も考慮する必要があると思われる。

(2)について

a. 未調査の状態¹⁹⁾で単に遺跡の所在地であることを示す程度の説明板のみのもの

b. 発掘の成果に基づいて遺跡のごく簡単な説明をした説明板のみのもの

c. 発掘の成果に基づいて遺構の実測図や写真などをあげて詳しく説明した説明板のみのもの

d. 簡単なパンフレットなどを設置したものの

e. 解説員乃至は解説テープが流れるもの

f. 屋外に室内展示と同程度の説明板を設置したもの

g. 博物館・資料館が隣接しているもの

以上筆者の注目した2点を軸に遺跡・遺構の分類を試みた。次節ではこの分類に基づいて本稿の課題に迫ってみたい。

3. 遺跡博物館の現状と課題

前節で筆者の知見に基づいて復元整備された遺跡の分類を試みた。発掘された遺跡を公開する場合、どうしても当然のことながら遺跡の保存・整備という問題に直面せざるをえない。日本の場合、古墳などを除けば遺跡の上部構造が発掘したままの状態¹⁹⁾で理解できる例は少なく、遺跡そのものを理解するに際してもそのままでは一般にはわかりにくい場合のあることは否めない。しかし、遺跡が発見されたという報道があると、その現地説明会には研究者のみならず地域住民や地域外からも大勢の一般の人々が熱心に聞きにやってくる。またそのような人々によって遺跡の保存

運動がすすめられていくという現実が一方ではあるのである。

このような人々は、果たして遺跡に何を求めてやってくるのだろうか。確かに単なる物見高さからやってくる人もいるであろうが、貴重な時間をわざわざ割いてやってくる人々はマスコミから考古学・古代史マニアであるとかファンであるとか呼ばれる人々が、歴史上に残るような遺跡の発掘現場に立ち合いたい、またその現場を訪れることによって古代のロマンに浸りたいという意識が人々の足を遺跡へと引き付けるのであろう。そうした遺跡を保存し、一般に公開する遺跡博物館は、このような人々の欲求を充足する場、即ち歴史の追体験が出来る場でなければならないと考える。

では、現状の遺跡はどうであろうか。先にも述べたように、遺跡の保存の仕方や整備の方法にどうしても制約を受けざるをえないため、残された遺跡から情報を得ようとしても十分な情報を得られなかったり、場合によっては誤解を受けるようなこともあることであろう。特にいくつかの時代にまたがった複合遺跡では、たとえばそのうちのどの時代を復元するかによってその遺跡から得られる情報は異なるし、また、これは歴史系博物館の常設展示でも言えることであるが、いったん復元されたものは、たとえ後に研究が進んでその復元の仕方が誤っていた場合でも容易に変更されがたい点は大いに問題とされよう。

さらに歴史的景観や自然環境を含めた保存という点に関して言えば、昨今の地価の高騰は遺跡群として広範囲にわたって保存する場合、その確保は今後ますます困難さを増していくであろうことは明らかと言えよう。

次に遺跡の活用という点について述べてみたい。何度も述べてきたように、遺跡博物館のいちばんの教育的効果は、周囲の自然環境の中で遺跡をとらえられるという点にあることは繰り返すまでもない。また、発掘された

遺跡を復元することによって研究の成果が一般によりわかりやすく還元でき、遺跡を身近な存在とすることが可能となったということは言えよう。

かつて歴史の舞台となった場所を自分の足で踏みしめることは自分のなかにある種の感激を残すものであろう。また、平城宮や大宰府・多賀城や、様々な問題を内包しているとはいえ、各地に建設されている風土記の丘は、隣接した場所に資料館が設置されてあることによって、遺跡を理解し、活用する上で大いに効果をあげている。

このような広範囲にわたる遺跡や史蹟公園とされた場合はともかくとして、数の上で大部分を占める狭範囲の遺跡は前節の分類の(2)であげた7例のうち多くの場合はa～cであって、その遺跡がどういう遺跡なのか十分理解できない、あるいはつい見過ごされがちなことが多い。もっとも野外の説明板に多くの内容を盛り込むことは不可能であろうし、またその必要性もそれほどないと思われる。しかし、後世に伝えるべき貴重な文化遺産として残された遺跡がこれでは十分に生かされたとは言えまい。

つい最近、筆者はある地域の古墳群を見学する機会があり、専門の方の説明についていただき見学したが、論文ではなかなかイメージがわかかなかったものが、実際に現地の説明を聞きながら自分の足で歩いてみてようやく実感がわいたということがあった。このような役割を恒常的にはたすべきなのはやはり郷土博物館であろう。近年は最近の発掘の成果の展示や公開講座や見学会などを通じてそのような役割をはたしている館もふえてはいるが、そのような施設の無い地域やあっても単に出土遺物の収納施設ほどの役割しか果たせない施設しかない地域はまだ多い。

必ずしも遺跡に隣接する必要はないにしても、地域内にある遺跡の情報センター的な機能を果たせるだけの施設の設置は遺跡をさら

遺跡博物館雑考

に理解し、遺跡博物館として充実させるためにもぜひとも必要な要件となろう。

博物館は、人が「もの」と対話する中から新たな発見や創造をする場所であると考えられる。遺跡博物館も全く同様であり、遺跡を遺跡の立地する周囲の自然環境を含めて理解し、そこから新たな発見をし、創造を膨らませていける環境づくりが出来るか否か（復元・整備及び郷土博物館等の施設の充実）が遺跡を遺跡博物館へと高められるかどうかの別れ目となると言えよう。

終わりに

以上浅学を顧みず、自分の拙い経験をもとに書きつらねてきた。論じ尽くしてない点や理解の浅い部分が多々あることを痛感しているが、今後徐々に解決していきたいと思う。

註

- (1) 棚橋源太郎『博物館学綱要』(理想社 1950年)
- (2) 岡田茂弘「遺跡博物館への招待—古代人の生活の場を復元する—」(『日本の博物館』5 講談社 1981年)
- (3) 1974年6月、国際博物館会議総会により採択された定義。「博物館学講座」1 (雄山閣 1979年) P.38～39参照。
- (4) 千家和比古「歴史系博物展示雑考—島根県における遺跡の相当施設化に関連して—」(『博物館学紀要』6 1982年3月)
- (5) 安原啓示「遺跡の修景景の整備」(『文化財保護の実務(上)』 柏書房 1978年)
- (6) 田中哲雄「史跡・名勝の保存修復と整備」(『仏教芸術』139 1981年11月)
- (7) 加藤有次『博物館学序論』第五章(雄山閣 1977年)
- (8) 移築の場合、遺構を構成する形質・形状は変わらないのであるから直接資料と位置付けることも考えられるが、遺跡・遺構を自然環境とともに理解する立場を取れば、本来の場所から動かされることにより遺跡・遺構本来が持つ情報を得られるとは言い切れなくなるため間接資料として位置付けた。

- (9) たとえば、佐賀県の久保泉丸山遺跡など。東中川忠美氏「移設された久保泉丸山遺跡」(『博物館研究』19-4 1984年4月)参照。
- (10) 茂木雅博「博物館相当施設の整備—特に古墳の復元を中心として—」(『博物館学雑誌』3・4 1979年9月)

國學院大學文学部助手

博物館学講座要綱（昭和63年度）

（Ⅰ）博物館学講座開講科目及び担当教員

A 必修科目

博物館概論	加藤有次教授
資料収集保管法	下津谷達男講師
資料展示法	下津谷達男講師
資料分類及び目録法	石田武久講師
博物館学特殊講義	青木豊講師
博物館教育活動法	大貫英明講師
博物館実習Ⅰ	青木豊講師
博物館実習Ⅱ	加藤有次教授
	石田武久講師
教育原理Ⅰ・Ⅱ	佐藤興文教授他
社会教育概論	堀恒一郎教授
社会視聴覚教育	秋山隆志郎講師

B 選択科目

文化史	
日本文化史	米原正義教授
文化人類学	藤崎康彦講師
美術史	
美術史	田辺三郎助講師他
有職故実	二木謙一教授他
考古学	
考古学概論	乙益重隆教授他
考古学特殊講義	吉田恵二助教授他
民俗学	
民俗学	倉石忠彦助教授他

（Ⅱ）「博物館実習Ⅰ」都内及び近県博物館実施見学指導

1) 目的

東京都内及び近県の博物館1館を選んで、現状を見学し、レポートを提出する。

2) 期間

昭和63年9月～昭和63年11月の間。

（Ⅲ）「博物館実習Ⅱ」地方博物館実施見学指導

1) 目的

地方博物館における館の運営及び資料収集・保管・分類目録・展示・学術研究・教育活動等に関する実務の見学指導をする。（「博物館実習Ⅱ」受講者）

2) 見学地及び日程

第1回 岡山・兵庫県地方

3月1日(火)

伊丹市立博物館・近松記念館・西宮市教育センター郷土資料館・辰馬考古資料館・「昔の酒蔵」沢の鶴資料館・兵庫県立近代美術館

3月2日(水)

竹中大工道具館・神戸市立博物館・神戸市立青少年科学館・姫路城・兵庫県立歴史博物館

3月3日(木)

相生市歴史民俗資料館・赤穂市塩業資料館・岡山県備前陶芸会館・岡山県立博物館・岡山市立オリエント美術館

3月4日(金)

倉敷市歴史民俗資料館・大原美術館・倉敷考古館・倉敷民芸館・日本郷土玩具館・児島虎次郎館

第2回 北海道道東地方

7月26日(火)

釧路湿原展望台・釧路市立博物館・阿寒町郷土資料館・阿寒湖畔ピクニックセンター・弟子屈町屈斜路コタンアイヌ民俗資料館

7月27日(水)

川湯相撲記念館・斜里町立知床博物館・網走市立郷土博物館・オホーツク流水館・博物館網走監獄

7月28日(木)

女満別町研修館郷土資料室・美幌町

博物館学講座要綱（昭和63年度）

立美幌博物館・北網圏北見文化センター・遠軽町先史資料室・白滝村郷土館

7月29日(金)

国際染色美術館・川村力子トアイヌ記念館・北海道立旭川美術館・旭川兵村記念館・男山酒造り資料館

第3回 宮城・岩手県地方

8月23日(火)

斉藤報恩会自然史博物館・宮城県美術館・仙台市博物館・東北歴史資料館・鹽竈神社博物館

8月24日(水)

世嬉の一酒の民俗文化博物館・平泉博物館・中尊寺讃衡蔵・北上市立博物館・宮沢賢治記念館

8月25日(木)

花巻市歴史民俗資料館・高村記念館・遠野市立博物館・とおの昔話村・遠野市立伝承園

8月26日(金)

盛岡橋本美術館・盛岡市中央公民館郷土資料展示室・岩手県立博物館・岩手県立農業博物館・石川啄木記念館

(Ⅳ) 博物館学課程開講内容と担当者名

	授 業 科 目	担 当 者	単 位 数	2 年 次	3 年 次	4 年 次	備 考
※ 必修科目 27 単位 (62年度以前は19単位)	博 物 館 学	博 物 館 概 論	加藤有次 教授	2	前		
		資 料 収 集 保 管 法	下津谷達男 講師	2	前		
		資 料 分 類 及 び 目 録 法	石田武久 講師	2	前		
		資 料 展 示 法	下津谷達男 講師	2	後		
		博 物 館 学 特 殊 講 義	青木 豊 講師	2	前		
		博 物 館 教 育 活 動 法	大貫英明 講師	2	後		
	博 物 館 実 習 I	青木 豊 講師	3	後			
	博 物 館 実 習 II	石田武久 講師		後			
	博 物 館 実 習 III				※		地方実施見学 今年度開講せず
	博 物 館 実 習 IV					通年	今年度開講せず
	博 物 館 実 習 II	加藤有次 教授	2			通年	62年度以前の入学者
	教 育 原 理 I・II	佐藤興文教授他	4	通年			教 職 科 目 共 通
社 会 教 育 概 論	堀恒一郎 教授	4		通年			
社 会 視 聴 覚 教 育	秋山隆志郎 講師	4		通年			
選 択 科 目 2 科 目 8 単 位	文 学 史 日 本 文 化 史 文 化 人 類 学	米原正義 教授	4			通年	文 学 部 専 門 科 目 と 共 通
		藤崎康彦 講師	4		通年		
	美 術 史 美 術 史 実	田辺三郎 助講師他	4		通年		
		二木謙一 教授他	4		通年		
	考 古 学 考 古 学 概 論 考 古 学 特 殊 講 義	乙益重隆 教授他	4	通年			
		吉田恵二 助教授	4				
民 俗 学	倉石忠彦 助教授	4		通年			

樋口博士記念賞

樋口清之博士の学績を記念するため、博士の寄贈による金員の果実をもって、本学の学部及び大学院の在学生、卒業生、修了者ならびに本学関係の教職員の考古学、博物館学に関する優秀な研究業績をあげた者に毎年授賞することになった。これまでの受賞者は次の通りである。

- 昭和54年度 受賞者 神宮司庫勤務 矢野 憲一
『鯨の世界』『ほくは小さなサメ博士』『鯨くもとの人間の文化史』を著し、鯨と人間生活のかかわりを考え、鯨の知識普及につとめ、神宮農業館資料を中心として、民族学的、魚類学的等、多角的な視野にたったユニークな業績をあげ、博物館活動の環境としての教育普及活動を実践した。
- 受賞者 福岡県立古賀養護学校教諭 石井 忠
玄海沿岸の漂着物を多角的に調査し、『漂着物の博物誌』を公刊。わが国における漂着文化の問題を考える上で重要な意義があり、とくに具体的に実証したのが大きく評価され、文章も流麗で一般性がある。
- 昭和55年度 受賞者 奈良国立文化財研究所考古第二調査室長 森 郁夫
古代における瓦の研究を専攻とし、とくに『奈良国立文化財研究所基準資料(瓦編3・5・6)』は平城宮跡出土の古瓦を体系的に分類して揚年基準を設定し、全国の奈良時代瓦研究の基礎を築いた。また日本の歴史考古学に関する多くの論文を著わし、中でも『瓦のローマン時代からのメッセージ』の著書は、多くの資料を駆使し、瓦についての高度な知識を平易に解説したすぐれた啓蒙書であるばかりでなく、随所に最近の研究成果がもりこまれており、専門家にも裨益するところが大きい。
- 昭和56年度 受賞者 根室印刷附社長 北 橋 保 男
本学卒業以来一貫して、主として北海道考古学の研究に従事しながら、さらに広く千島列島・樺太からシベリア大陸、北太平洋周辺地域一帯の民族史料の調査を実施され、多くの著作論文を著わしている。このたびの『千島・シベリア探検史』は、ロシア帝国のシベリア開発に関わる基本的な史料として価値の高いG・F・ミュラーの『ロシア史集成』第三巻の完訳であり、併せて日本北方地域の民族誌について、要領よく解説されている。特に該地域が現在の北方領土問題とも深く関係する点を意識において、単なる歴史研究上の事件を超えた現代史的意義をも見出さそうとしているところさえ窺われる。
- 昭和57年度 受賞者 奈良国立博物館文部技官 前 島 巴 基
著書『郷土考古学ノート―出雲・石見・隠岐―』は、鳥根県教育委員会在職中に従事した遺跡・遺物の調査研究の成果に基づき、出雲・石見・隠岐の古代文化を先土器時代から中世まで、通史的にまとめたものである。これらの地方は記紀をはじめ、出雲国風土記にみえる有力な所だけに、古来個性のある文化が発達した。本書はこうした古典の世界を考古学的な立場から解明するとともに、平易な文章で記述し、啓蒙的役割をも果たしている。
- 受賞者 川崎市立産業文化会館学芸課学芸員 三 輪 修 三
著書『東海道川崎宿』は、川崎市域における歴史と文化に関する研究とその普及活動の成果を背景に、川崎における宿駅と渡船の両機能を持った川崎宿の実像を探究する目的で著わしたものである。その特徴は博物館としての展示に必要な物質文化を媒体とするため、市域内の道標・庚申塔などの石造物に注目して調査、また地域史研究に重要な文献を精査、更に川崎宿の本陣職・名主役・間屋役を兼帯した田中丘岡の名著『民間省要』や、宿役人を勤めた森家の文書などを駆使し、慎重に史実考証を進めている所にある。本書は地域史に止まらず、日本近世交通史研究に多大な成果を与えた。
- 昭和58年度 受賞者 家事評論家 小 菅 桂 子
長年に亘り日本人の食物・生活文化の研究に携り、この度『にっぽん洋食物語』を著され、いわゆる洋食が、日本の食生活・風俗習慣の中で変化・融合してきた過程を、女性ならではの細やかさで実証した。

- 昭和59年度 受賞者 國學院大學考古学資料館学芸員 青木 豊
 著書「博物館技術学」は博物館学の「技術」の面でのわが国初の大系化への試みで、従来発掘調査をしても「もの」の移築や博物館資料としての活用が不可能なものが多く、そのものの価値はあっても活用に供することを不可とし、単なる記録保存のみにとどまっていたが、それらの「もの」に対してその活用を可能にした研究成果である。
- 昭和60年度 受賞者 国立民族学博物館助教授 小山 修三
 著書「縄文時代—コンピュータ考古学による復元」はアメリカ考古学の方法およびオーストラリア・アボリジニの民族調査等の実績に基づき、縄文時代の人口算出や食料事情などについて新しい解釈を提示、学界の注目を集めた研究成果を踏まえて新しい縄文文化論を展開し、考古学の魅力を良く伝えている。
- 昭和60年度 受賞者 釧路市立博物館長 澤 四郎
 永年にわたって釧路市立博物館を中心に北海道地方の博物館活動としての学術研究とその教育的啓蒙に尽力し、「釧路市立博物館50年の歩みと新館建設」に示されている通り21世紀へ向けての地域博物館の指針を示した。
 受賞者 秋田県教育委員会文化課学芸主事 高 樫 泰 時
 永年に至って東北地方の縄文文化の研究に従事して、数多くの優れた論文著作によって学界に裨益するところ大なるものがあり、かつ著書「日本の古代遺跡 秋田」は、該地方の考古学的知識の啓蒙普及に貢献した。
- 昭和61年度 受賞者 名久井 芳 枝
 著書「実測図のすすめ—モノから学術資料へ—」は考古学と民俗学がモノを対象として歴史を構成するという視点に立脚して、モノを科学する基礎的な方法論の確立を指向し、土中に埋没する遺物とその伝統文化、技術を継承する民具とを連続的に研究対象とする理論を示し、「地上考古学」や「民俗考古学」とも一脈を通ずる先駆性を有していることが高く評価される。
- 昭和62年度 受賞者 千葉大学附属図書館 椎名 仙卓
 著書「モースの発掘」は、大森貝塚を発掘し、近代科学としての日本考古学の基礎を築いたE・S・モースの業績に対する従来の評価のみにとどまらず、さらにモースの多方面の活動が日本における博物館の発達を促し、あるいは文化財保護の理念の普及にも大いに預って力のあったことを明らかにするなど、重要かつ斬新な視点に注目すべきものがあった。

銅 鼓

年代、出土地不詳

本資料は、東南アジアから中国南部にわたって分布する青銅製の片面太鼓である。用途は、雨乞い等の儀器として用いられたとされる。

高さは49cm、上部（打面）径69cm、底部径52cmを計測する。

1902年、F・ヘーゲルによって発表された型式分類（第Ⅰ～Ⅳ型式）によると、本銅鼓は、第Ⅲ型式の典型的な資料として把握できる。側面は全体的になめらかな曲線を描き、打面上には蛙像が大小3匹が4対をなして置かれ、さらに側面には象の小像が6匹縦に並んで装飾される。また、頸部には橋状をなす2つの把手が2対取り付けられている。

年代的には、下限はドンリン文化期（前4世紀～後3、4世紀）から出現し、本資料の属する第Ⅲ型式に至っては、タイ奥地のShan族・Karen族の間で19世紀までつくられ、現代に至っても使用されているという。したがって年代は、青銅器時代から現代にまで及び、起源論・用途等完全な解答は得られていないのが現状である。

（國學院大學考古学資料館蔵）（内川隆志記）

國學院大學
博物館學紀要 第13輯

発行日 平成元年3月31日

発行所 東京都渋谷区東4-10-28
電話(03)5485-0164
國學院大學博物館学研究室

編集兼代表者 加藤有次

印刷 國學院大學印刷室

Bulletin of Museology, Kokugakuin University

HAKUBUTSUKAN—KIYO

1988, No.13

CONTENTS

Foreword	Yuji Kato	
The history of museums in Shiga prefecture	Shigeki Uno	1
The history of museums in Fukuoka prefecture	Kunihiro Soejima	9
A consideration on the necessity of the museum shop in the modern museum	Yutaka Aoki	25
Preservation and repair of the stone objects —A report of the restoration treatment for Kōshin-tō in Edogawa-ku, Tokyo—	Yutaka Aoki Masanori Higuchi	32
	Takashi Uchikawa	
Exhibition of the dead	Yoshiaki Kanayama	45
A study of site museum	Hiroaki Takahashi	54

The Museum Study Room

KOKUGAKUIN UNIVERSITY

Shibuya, Tokyo, Japan